

平成20年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月9日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	8
竹河十九巳君.....	9
長田美喜彦君.....	19
稲葉勝男君.....	26
横嶋隆二君.....	27
清水清一君.....	44
陳情第2号から陳情第4号の上程、委員会付託.....	64
散会宣告.....	64
署名議員.....	65

第2号（6月12日）

議事日程.....	67
本日の会議に付した事件.....	67
出席議員.....	67

欠席議員.....	67
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	67
職務のため出席した者の職氏名.....	68
開議宣告.....	69
会議録署名議員の指名.....	69
報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	69
議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	77
議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	79
閉会中の継続審査申出書について.....	82
議員派遣の申し出について.....	83
閉議及び閉会宣告.....	83
署名議員.....	85

平成20年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年6月9日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 陳情第2号 石廊崎風力発電事業についての陳情
- 日程第 7 陳情第3号 石廊崎風力発電事業における問題点の精査と住民保護の陳情
- 日程第 8 陳情第4号 石廊崎風力発電について、問題点の精査と住民保護の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 鈴木史鶴哉君 副町長 小針弘君

教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君
企画調整課長	外 岡 茂 徳 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	山 田 昌 平 君	町 民 課 長	大 野 寛 君
健康福祉課長	藤 原 富 雄 君	教 育 委 員 会 長	山 本 信 三 君
上下水道課長	小 坂 孝 味 君	事 務 局 長	大 年 清 一 君
総 務 係 長	松 本 恒 明 君	会 計 管 理 者	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成20年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日6月9日から6月12日までの4日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成20年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（渡邊嘉郎君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本日より6月定例会、よろしく願いをいたします。

平成20年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の8項目について行政報告をいたします。

1、南伊豆地区1市3町の合併について。

南伊豆地区1市3町の合併につきましては、3月定例町議会や臨時議会等の中でご報告並びにご審議をしていただきましたが、去る2月27日に行われた関係市町のそれぞれの臨時議会において、松崎町議会のみ否決となったため、松崎町では町民による合併協議会設置を求める署名活動が始まりました。その結果、3,000名を超える署名が集まり、松崎町長から当町を含む関係市町に対し合併協議会設置請求の趣旨が報告されました。これにより、松崎町では3月18日に臨時議会において審議されましたが、再度否決されました。そのため松崎町

内の住民グループから1市3町合併協議会設置を求める住民発議が松崎町長になされ、その請求を受け松崎町長から当町を含む関係市町に議会への付議照会があり、その後、5月2日関係市町において一斉に臨時議会にて審議し、1市2町では可決されましたが、松崎町議会のみ三たび否決となりました。そして、松崎町では1市3町の合併協議会設置の是非を問う住民投票が6月1日に行われ、賛成多数の結果を受け、6月5日下田市で開催された協議書調印式にて1市3町の市町長が合併協議書に調印し、南伊豆地区1市3町合併協議会が設置されました。

当町といたしましては、今までの経過や今回の松崎町住民投票の結果を踏まえ、南伊豆地区1市3町の将来の発展を目指し新法の期限である平成22年3月末を目途に、合併協議会の中で合併に向けて協議を重ね取り組んでまいり所存であります。今後とも議会や町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

2、伊豆急不動産株式会社からの土地寄附について。

平成20年3月21日、伊豆急不動産株式会社代表取締役社長、福島泰彦様から南伊豆町一色及び妻良地内の土地326筆（公簿面積71万8,175.43平方メートル）の寄附を受けましたことをご報告申し上げます。本件土地は、山林原野等の非農地が285筆（公簿面積70万2,982.37平方メートル）、農地である田畑が41筆（公簿面積1万5,193.06平方メートル）であります。当該土地は、吉祥地区姫宮神社の奥から立岩地区境までに存する広大な土地であり、当町といたしましては町の多大なる発展に寄与でき得る資産であると判断し、ご寄附を受けることといたしました。

取得の経緯は、昨年8月に伊豆急不動産株式会社から、自社所有地を町に寄附し有効に使っていただきたいとの申し出があり、それを受けて4カ月ほど関係各課で協議調整を行い、町議会にもご相談し、町としてありがたくご寄附を受ける決定をいたしました次第であります。そして、その旨を伊豆急不動産株式会社へ伝え、平成19年12月11日、伊豆急不動産株式会社から正式に土地寄附申出書の提出があり、同年12月13日、寄附採納決定をいたしました。その後、所有権移転に係る諸手続を経て、冒頭にご報告いたしましたとおり、平成20年3月21日、326筆（公簿面積71万8,175.43平方メートル、約21万7,000坪）が南伊豆町の所有となりました。

ご寄附をいただきました伊豆急不動産株式会社様には改めて深く感謝申し上げますとともに、当町のますますの発展のため今後は有効活用させていただく所存であります。

3、（仮称）観光交流館について。

(仮称)観光交流館につきましては、一昨年12月8日のふるさとづくり推進委員会からの答申に基づき、その内容を尊重し反映させるため、設計業者、湯の花直売所、町観光協会及び漁協との打ち合わせや調整などを実施してきました。内容につきましては、農林水産物直売所、観光情報施設、休憩所、展示室、多目的ホール等を有した交流館の建築、道の駅を想定したトイレの建築、その他の敷地は駐車場または交流広場として利用しやすいように舗装し、トイレ整備につきましては、伊豆地区では初の設置となるオストメイト(人口肛門等装着者)対応トイレを考えております。

なお、6月末までに既存建物等の取り壊しを、本体工事の建設発注につきましては7月上旬を予定し、来年のみなみの桜と菜の花まつりのオープンまでに完成させたいと考えております。

4、妻良漁港埋て立て完了について。

妻良地区においては静岡県の広域漁港整備事業用地6,155.62平方メートルと、本町の妻良漁業集落環境整備事業用地2,075.23平方メートルを確保するため、平成16年4月に静岡県と連名で公有水面埋立免許を取得し、平成19年度に静岡県の広域漁港整備事業にあわせ生活排水処理施設(土木・建築)工事と同時に妻良湾の埋立工事を行い、このほど完成し竣工認可を受けました。これにより、南伊豆町内に新たに8,230.85平方メートルの土地が生じ、町域の総面積は110.59平方キロメートルとなりました。

妻良漁業集落環境整備事業は平成20年度に生活排水処理施設の機械、電気、附帯工事を行い、平成21年4月の供用開始を目指しております。また、静岡県が計画している釣り公園、漁港環境整備施設など、埋立地の有効活用を進めていく所存であります。

5、自然まつりイベントについて

(1)長者ヶ原山ツツジまつり。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区及び長者ヶ原管理組合等のご協力を得て、5月5日から5月20日までの16日間、「第5回長者ヶ原山ツツジまつり」を開催いたしました。

今年は例年になく開花が早く、祭り開始時点で2分から3分咲きで、最高のスタートとなりました。しかしながら、期間中は連休終盤の台風3号、また花のピーク時の10日、11日の土曜日、日曜日に雨天となるなど天候に恵まれず、期間中の来場者は3,240人で、前年比94.1%となりました。祭り期間中、交通規制にご協力いただきました天神原区民を初め関係各位に深く感謝申し上げ、今後とも一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

(2) 自然まつりゴルフ大会。

4月6日に開催された自然まつりゴルフ大会は、今年で31回目を迎えました。参加者は110名で対前年比125%となりました。これは昨年の参加者が少なかったため町民の部と町内宿泊者の部を合同にすると同時に、開催日を月曜日から日曜日に変更したことによるものと思われます。今後もさらにダイレクトメールやポスター告知、チラシ、インターネットでの募集など多面的に対策を講じながら、宿泊の集客増を目指していく所存であります。

(3) 乗馬体験。

4月29日に開催された乗馬体験の日イベントには、153人の親子連れが訪れ大いににぎわいました。親子での引き馬体験や馬との触れ合いなど、気軽に参加して楽しめる町民や観光客の参加型イベントとして定着してきました。問い合わせも非常にふえてきており、参加者は年々増加しておりますので、今後も親子や観光客、町民が一緒になって楽しめるイベントとして継続しながら、体験型観光として育てていきたいと考えております。

(4) 花狩り。

大瀬花狩り園につきましては、1月から3月はバスによる団体客の利用もありましたが、旅行業者の雇用時間問題等の関係で、例年に比べると団体客は減少傾向にあると思われます。受け入れ態勢も人手不足で懸念されておりますが、女性客には大変人気がありますので、今後も継続して運営されることが望まれます。

(5) 竹の子狩り。

竹の子狩りは年々団体客の利用が減少傾向にあり、さまざまな体験型観光と宿泊を結びつけた企画等も考えながら、エージェンツへの営業を強化する必要があると思われます。今後は広大な竹林を利用したイベントや企画を考え、竹の子狩りと温泉、食などと組み合わせ、豊かな自然を生かし、当町の魅力アップを図りながら情報発信に力を入れていく所存であります。

6、町営温泉について。

(1) 町営温泉銀の湯会館100万人達成について。

町営温泉銀の湯会館の来館者が、平成8年4月1日オープン以来12年目となった本年の3月29日に100万人に達しました。節目の来場者は神奈川県藤沢市の主婦、手塚由紀江さんで、手塚様には記念の賞状と町の特産品などを贈呈し、くす玉を割り、大変喜んでいただきました。「桜も菜の花もきれいでびっくりしました」との感想を語り、「また南伊豆町を訪れたいです」とのコメントをいただきました。今後もおもてなしの心をさらに強め、一層のサー

ビス向上に努めてまいる所存であります。

(2) 町営温泉(銀の湯・みなと湯) 子供の日、母の日について。

本年度も子供の日、母の日の両記念日に、恒例となりました無料入浴サービスと粗品のプレゼントを実施しました。入館者の入り込み状況につきましては次表のとおりであります。各記念日の利用状況、銀の湯会館、子供の日、母の日、そしてみなと湯の子供の日、母の日は記載のとおりであります。

7、伊浜マーガレット畑について。

全国でも有数のマーガレットの産地として知られている伊浜地区では、海岸に面した圃場に植栽した伊豆マグ、伊豆ピンク、大輪、在来種の4種類のマーガレットが順調に生育し、5月25日にマーガレット花狩り園を開園しました。このマーガレット栽培は、伊浜区が中山間地域等直接支払制度を活用し整備を進めたものです。制度目的は、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって継続的な農業生産活動等を可能とすることにより、地区の持つ多面的機能の確保を図り、制度構成員が一致協力し今後5年間にわたって取り組んでいくものであります。マーガレット花狩り園の開設は、高齢化により衰退し始めた花卉栽培を観光客らが収穫することにより、省労働化が図られ、また誘客につながるなど地域の活性化につながることを期待されます。

8、主要建設事業等の発注状況について。

平成20年度第1四半期(4月から6月)における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。加畑橋橋梁塗替工事以下、記載のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

以上で、平成20年6月定例会の行政報告を終わります。

議長(渡邊嘉郎君) これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長(渡邊嘉郎君) これより一般質問を行います。

竹 河 十九巳 君

議長（渡邊嘉郎君） 1 番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

〔 1 番 竹河十九巳君登壇 〕

1 番（竹河十九巳君） 通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、行政改革と住民サービスについて伺います。

後期高齢者制度が本年 4 月 1 日から開始され、高齢者を尊敬される存在から厄介者にするような制度であり、扶養家族から切り離し、それによって家族のきずなをずたずたにするその冷酷非情な現代うば捨て山制度であることが明らかになってきております。深沢七郎の楢山節考の世界が思い出されるところであります。健康保険制度、年金制度、介護保険制度、生活保護制度等のセーフティーネットが崩壊し続けております。

日本国憲法第 25 条第 1 項には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、第 2 項には、国はすべての生活場面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定されております。この規定は、20 世紀になって福祉国家理念のもとに社会的、経済的弱者を保護し、実質的平等を実現するために保障されるようになった社会権の原則的規定であります。また、この第 1 項の規定は、日本国憲法の制定過程において示された政府の憲法改正案にはなかったものであり、民間の憲法研究会で憲法改正案要綱策定に参加して、その後衆議院議員となり後に広島大学学長となった森戸辰男により国会審議の過程で挿入されたものであります。憲法 25 条に関する裁判においては、政治的、道義的義務を国に課したものであるとするプログラム規定説により昭和 42 年 5 月 24 日朝日訴訟、最高裁大法廷判決で厚生大臣の合目的裁量、昭和 57 年 7 月 7 日堀木訴訟、最高裁大法廷判決では立法府の広い裁量として審査判断を回避してきているところであります。

厚生労働省は 4 月から生活保護世帯への医療扶助である通院移送費の打ち切り、制限強化を打ち出しました。また、生活保護世帯への投薬には価格の安いジェネリック（後発医薬品）を使うよう本人に指導すること、指導に従わなかった場合は生活保護の一時停止や打ち切りを検討すべきだと通知を出し、このことが新聞報道され批判を受けると舛添厚生労働大臣は、生活保護の方だけではなく国民全体で 3 割の後発医薬品を使うということを懇切丁寧に説明しろと指示したとしております。しかし、後発医薬品は先発医薬品と成分が同じであっても、添加剤は異なる場合があって健康被害につながる心配があります。

医療機関への受診制限につながる健康保険の資格証の発行は、1986 年 12 月に国保法を改正

して保険料滞納世帯に市町村の裁量で発行できるようにしました。そして、2000年4月からは資格証の発行を義務づけ、本年4月からは、後期高齢者医療制度では今まで資格証の発行のできなかった後期高齢者75歳以上にも発行できるようにしました。後期高齢者医療制度により診療報酬の包括制、定額制が導入されましたが、介護保険においては既に2006年度に介護保険の包括制、定額制が導入されております。

ナチスドイツ時代にヒットラーに抗議して収容所に送られたマルチンメーラー牧師が残した有名な言葉があります。ナチスが共産主義を弾圧したとき、共産主義でない自分は行動をしなかった。ナチスは次に社会主義者を弾圧したが、それでも自分には無関係だと思った。そして、最後に教会を弾圧したのでようやく自分は立ち上がったが、既に遅かったと言っております。介護保険、後期高齢者医療制度、生活保護制度で改正、改悪導入されたことは、全国民を対象に導入される可能性があるということです。

そこで、町長に伺います。後期高齢者医療制度導入に関するテレビ、新聞等で報道されている国民の反応を自治体の長としてどうとらえますか。また、町民からの疑問、苦情、相談があったか、どのような相談があったか、その対応はどのようにしたかを伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 後期高齢者医療制度についてということでお答えを申します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方々に生活を支える医療を提供して、そして長年社会に貢献してこられた方々の医療費を国民全体で支えていく制度であります。これから少子高齢化が進んでいく中で、国民皆保険制度を持続可能なものとしていくためには、現役世代だけの負担が重くなることのないよう、高齢者の方々にもお一人お一人の所得に応じて公平に負担をお願いするものとなっております。

制度施行後、後期高齢者医療制度につきましてはさまざまな形で報道されておりますが、中には誤解に基づくものもあるようであります。典型的なものは、診療報酬の包括払いになることにより、検査等が省略され粗雑な診療につながってしまうのではないかと、高齢者担当医制度の導入によって、利用できる医療機関が限定されてしまうのではないかとという報道もありましたが、厚生労働省では出来高払いと包括払いは選択できる仕組みである、また包括払いを選択した場合でも状態が悪化した場合の検査の費用は別途算定できる仕組みであるので、必要な医療は制限されない、また、利用できる医療機関が限定されることはなく、フリーアクセスを制限するものではないとの説明をしております。

今回の改正は大変大きな制度改正でありまして、制度改正の趣旨や具体的内容等を真の意味で理解していただくためには一定の時間がかかるものと考えますが、対象となる方々が高齢者なのでお一人お一人にとってどういったメリットがあるのかということを中心に、高齢者の目線に立った説明をして十分理解してもらうことが必要ではなからうかと感じております。

次に、住民からの問い合わせに関する対応状況であります。被保険者証に関するものが一番多く、これまでに再交付を51件行っております。保険料についての問い合わせは少数ではありましたが、それぞれ説明をして納得をしていただいております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、厚生労働省は本年1月25日、社会保障カードの基本的な構想に関する報告書を取りまとめて公表をしております。平成23年度中を目途に導入するとし、まず年金、医療、介護分野を対象に社会保障カードを導入し、順次他の社会保障分野への拡大をしております。また、レセプトオンライン請求、住民基本台帳カードの発行、公的個人認証サービス、電子申告等の既存の仕組みや関連する仕組みを最大限活用し、可能な限り追加費用を抑える仕組みとしつつ、カード導入費用及び毎年の運営費用に見合うだけの効果を生み出されるような仕組みとするとしております。健康保険制度、年金制度、介護保険制度、生活保護制度等のセーフティネットを崩壊させておいて、国が国民を管理するシステムを導入しようとするものであります。

今、医療崩壊が進んでいますが、国は医師需要に関する検討委員会で数字のトリックを使い、1986年の報告書で医師過剰を理由に医学部の定員10%削減を打ち出し1987年から実施した結果、医師不足を招き、医療現場における労働強化が医療崩壊の一因となっております。さらに、研修医制度が2004年、努力義務から義務化されることにより、医師の地域的な偏在化が顕著になっております。

また、介護現場においては厚生労働省の調査によると、介護養成学校の2007年度の入学人数は1万7,000人で、前年比約2,600人近くが減少しております。そして、財団法人介護労働安定センターの調査によると、離職率が30%以上の事業所は全体の4分の1に達し、離職者の8割以上が3年未満で退職するという調査結果があります。これは、介護労働者の低賃金に起因するところが大きいものです。経験が短ければ専門性も継承されません。また、ヘル

パーの専門性を無視した団塊の世代などの健康な高齢者に家事援助を担ってもらうボランティア制度である介護サポーター制度の導入を国は検討しております。これは、介護専門職としてのモチベーションが確実に下がるものであります。

日本政府はGDPに相当するほどの金融資産を保有し、世界一の対外債権国であります。日本国債の発行額の95%は国内投資家が保有しています。国は粗債務だけを宣伝し国の財政状況は純債務で見るといふ国際的基準を無視して財政危機をあり、国民の生活と働く者の労働環境を破壊し続けております。

基礎自治体に対しては、昨年6月自治体健全化法が成立をしました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を来年2009年度から段階的に適用し、財政状況をチェックしてさらなる行財政改革を基礎自治体に迫ってきております。国は住民の生活を支える福祉、医療、教育などの基礎的公共サービスを提供するための財源を補償する財源補償責任を果たすことなく、自己責任という名のもとに国は責任をとろうとしておりません。

地方分権により、国は県へ、県は市町村へと権限移譲の名のもとに仕事だけをおろしてきております。新聞、テレビ等の報道で、国の無駄遣いが連日のように報道されております。末端の苦しさはわかっていません。中央のいいかげんで無責任という体質の被害を受けるのは国民であり、末端の職員であります。町職員には行革という逆風が吹いております。自治体の人員削減も限界があります。また、建前民意、本音お金では住民の声は届きません。聞く耳を持っていない者は説明責任も果たせません。住民の声を軽視するようになります。住民サービスを維持するには最低限度の人員を確保しなければなりません。よりよい住民サービスもできなくなります。働く者を軽視する者は町民も軽視をします。生活者の感覚で知恵と知識とそして感性を持って対応しなければ、住民の声はキャッチすることができません。

そこで、町長に次の3点について伺います。

まず、住民の声を聞くよい機会である出前講座の実施状況と出前講座に臨むときの町としての姿勢について、町長はどのように指示をしているか、その結果は行政に反映されているかどうか。

2に、より質の高い住民サービスをするには地方分権に対応した専門職員の確保が必要となるが、確保はできているか。

第3に、住民から、窓口での相談をするときプライバシーが守られていないという声が届いているが、どう思うか。

以上の3点について伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、出前講座についてお答えします。

出前講座は町民にとって身近な行政情報等の提供を行い、生涯学習や住民参加のまちづくりを推進することを目的として、悪徳商法の対応講座から情報公開講座まで16のメニューを用意しまして、平成19年2月から現在まで8件の講座を開催をしております。主な受講団体は各地区の老人会、老人クラブ連合会、南崎小学校の児童、ほほえみ会などで、これまで266人の受講者がありました。

出前講座は職員が町民の中に直接出向いて、そして情報提供をしていくことから、受講者の学習の機会であるとともに職員研修の場にもなっております。職員には町民の視点に立って、どうしたら町民にわかりやすい表現ができるかなど日々研さんに努め、また町民の声を真摯に受けとめて今後の業務に生かすよう指導しておるところであります。先般も悪徳商法の対応講座におきまして、職員が寸劇を取り入れることにより受講者の興味を引くように努力し、好評を得たことを受講者から伺っております。

出前講座はご指摘のとおり、生活者としての町民の声をよく聞き、知恵と知識と感性を磨く絶好の機会であります。町民の皆さんとの触れ合いは職員みずからの資質の向上にもつながり、ひいては質の高い住民サービスの提供に貢献することになると思っております。また、町民と行政とのコミュニケーションの場でもあり、住民参加のまちづくりを進めるための基盤づくりになると考えておりますので、今後とも多くの町民に活用していただけるよう周知してまいりたいと思っております。

次に、地方分権に対応する専門職員の確保についてということでお答えをいたします。

政府は平成22年3月までに（仮称）新分権一括法を国会に提出する予定であり、今後自己決定、自己責任を基本とした地方分権は急速に展開していくものと思料をしております。このような国の方向性が示された中、自治行政権、自治財政権及び自治立法権を備えた地方政府樹立に向けた施策を進めていくことが重要であり、少子高齢化、国際化並びに自然環境悪化や複雑高度化する住民ニーズなど我々を取り巻く環境が激変する中、地方分権の確立には優秀な職員の確保、職員の資質向上は無論のこと、従前の中央からアイデアをもらう発想から、自分たちのアイデアをまさに売っていくような気概と自負を持って仕事に取り組む必要があります。

現在本町では定員管理計画に基づき職員の削減を推進する中、地方分権に対応したより高度な専門職員の配置には対応できていないことが現状であります。今後国と対等・協力関係となる地方政府としての機能や説明責任や応答責任を果たし、高度化、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、基礎体力を強化し、より高度化、専門化した機能を有する基礎自治体として合併は避けて通れない手段として思料しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、窓口相談についてお答えします。

窓口での相談は住民サービスの根幹をなすものであり、職員一人一人が窓口で相談に来られた住民のニーズに合った対応を心がけて仕事に当たっていると認識しております。昨今、個人情報保護法が施行され、個人への対応が厳格になってきております。当然のことではあります。相談内容によっては窓口ではなく個室等を利用して、個人情報の保護等に最善の注意を払って対応するよう進めております。今後も個人情報の保護と住民サービスの周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 町長をお願いをしておきます。職員が受けた住民からの声が町長に伝わり、検討した結果が住民に説明されるようお願いをしておきます。そこに住民サービスの第一歩があると思われま。

次に、教育関係について伺います。

ある民間保険会社の調査によると、一人の子供が出産から大学卒業まで22年間にかかる総費用は、公立幼稚園から小中高と公立に進み国立大学を卒業すると2,985万円かかるという調べがあります。また、OECDインジケータ―2007年版によれば、初等教育における法定勤務時間は、アメリカが1,332時間、ドイツが1,742時間、OECD平均で1,695時間となっております。ところで、日本においては1,960時間という日本の先生の勤務時間は長く、ワークライフバランスが崩れていると思われま。

また、義務教育国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられております。義務教育国庫負担制度は、国民等しく教育を受ける権利を保障するため1953年（昭和28年）に成立したものであります。また、学校で使用される教材の購入費用は一般財源化されております。地方交付税削減の中で、全国の市町村において年々教材購入費用の予算措置率が低下しており

ます。1997年度以降は一般財源で確保された水準を下回り、全国市町村平均で2004年度には72.1%しか教材費が措置されていない状況にあります。このように、教育を取り巻く環境は厳しくなっております。

そこで、教育長にお伺いいたします。教材の購入費用は一般財源化されており、予算措置率はどのくらいになっていますか。また、その教材の購入費は十分であると考えておりますか、それについてお答えをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 予算に関する件については局長が非常に詳しいので、局長から答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 教材購入費についてですが、教育費は地方交付税に算入されておりますが、交付税は児童生徒数、学校数、学級数によって交付税が決まってきます。教材費としての仕訳はありませんので額はわかりませんが、教育費とし平成18年度交付税で交付された小学校の額は7,930万6,000円です。中学校においては3,764万4,000円で、合計で1億1,695万円です。町の平成18年度の教育費の決算額は3億5,090万8,000円となっております。交付された額よりはるかに大きい額を教育費として使っているところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 教育には学校教育だけでなく社会教育もあります。社会教育、生涯教育の対象はさまざまな年齢層を対象にしております。ところで、国賠法第2条には、道路、河川、その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じさせたときは国又は地方公共団体は、これを賠償する責任に任ずるとあります。公の営造物の設置管理の瑕疵とは、客観的に営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、管理者の義務違反があったかどうかは問わない無過失責任とするのが通説判例です。河川等の自然工物と学校や病院等の人工工物の違いでは、人工工物については、財政的理由予算不足は免責事由予算抗弁を認めないとするのが判例であります。

そこで、町長に伺います。学校だけでなく公の営造物の点検について、安全点検を実施しているかどうか、また、実施しているとすれば、どのような視点で実施をするよう指示をしているか、また、予算範囲内でやるようにと指示をしていないかについて伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 公の営造物の管理についてということではありますが、町内にあります町管理の営造物は各種教育施設、町営グラウンド・プール、町道、農道等であります。安全点検につきましても、公共施設の耐震診断、保育所等の遊具保守点検、町道、農道の安全パトロール等多岐にわたります。耐震診断につきましては、昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された建築物は耐震性ありと判断し診断は実施をしております。旧耐震基準で建設された建設物のうち町営住宅につきましては診断済みであり、耐震性なしと診断された施設につきましては耐震補強済みまたは建てかえ等を検討をしております。

旧耐震基準で建設された各保育所、幼稚園、役場庁舎、中央公民館につきましても診断は実施をしておりますが、耐震性はないと思われまので市町合併、学校統合等を視野に入れながら安全確保の方策を各施設ごとに実施検討中であります。公共施設の耐震化につきましては、平成27年度までに耐震化を図るよう県から通達が出されており、昨年度作成の当町財政見通しの中でも順次予定に盛り込んでおります。今年度の予算においても、南中小学校屋内運動場耐震工事実施設計業務委託料として640万円を計上しております。また、平成21年度から竹麻小学校と南崎小学校を統合することにより、空き校舎となる耐震性のある南崎小学校校舎を保育施設に改築する工事設計業務委託料700万円も計上しました。

次に、小中学校の運動具、幼稚園、保育所の遊具等の安全点検でございますが、専門業者による年3回の定期点検を毎年実施しており、さらに不定期ではございますが、所管の教育委員会部局において独自の簡易な点検も実施しております。現場におります教職員、保育士においても細心の注意を払うよう再度喚起をしてみたいと思っております。

町営プールにおきましては、オープン前の施設の清掃時に、所管の産業観光課において点検を実施しております。町営グラウンド、町道、農道につきましては担当課において随時点検パトロールを実施しておりますが、地元の区長様等とも連携をとりながら、なお一層の安全確保に努めてまいる所存であります。

次に、どのような視点で実施するように指示しているのかということではありますが、町管理のすべての施設等において、使用者の視点となって物事を考えながら諸事情をも勘案して、そして一番効果的な施策を講じるよう指示をしておるところであります。

また、予算の範囲でやるようにと指示していないかとのことではありますが、財政状況厳しい昨今、当初予算編成の際にもさまざまな事業の予算要求をカットしたことも、これも事実

であります。しかしながら、町民の皆様の安全を確保するために必要な緊急的な事業に要する予算については、最も効果的かつ効率的な方法にて対処でき得るだけの予算は確保したつもりであります。公共団体である以上、予算の範囲で事業を行うことは当然のことではありますが、今後町民の皆様の安全を第一に考え、そして確保するためにも、緊急に事業を行う必要が出た場合には補正予算等での確に対応してまいる所存でありますので、皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、近年通学途中の小中学生や高校生が通学の途上において事件や事故に遭うという報道がよくなされます。そのときに、通学路が防犯灯もなく暗い道路であると報道がなされております。南伊豆町内においても夜間自転車等で通学する高校生等をよく見かけます。防犯灯は東京電力から寄附を受け、各区長を通じ各区からの要望を受けて配付しているところでありますが、子供たちの通学路の安全確保という視点も必要だろうと思われまます。

そこで、町長に伺います。防犯灯の設置費用、電気代の負担等が区にあるという問題はありますが、通学路の安全性を確保するという視点から、道路の点検をして防犯灯の設置箇所を点検をしたらいいと思われまますが、その点について町長に伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 通学路についてであります。各学校ごと毎年通学路については危険箇所の確認をしておるところであります。危険箇所としてはバス停の関係で集落の入り口、学校の出入り口、カーブなどが主なところであり、県道、国道については改善要望等により改善に努めているところであります。今後も強く要望していくつもりであります。

防犯灯につきましては、小中学校とも夏時間、冬時間等、暗くなる前に帰るよう下校時間を決め対応をしているところでありますが、当町は集落が点在し、夜間になると通学路の暗いと思われるところが34カ所もあります。議員もご承知のとおり各区長からの要望によって設置しているところであります。今後緊急性の必要なところから随時進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、感染症対策について伺います。

昨年は、日本全国の大学や高校ではしかの流行により学校閉鎖になり大きく報道されているところでもあります。本年に入ってから、静岡県においてもはしかにより高校が学校閉鎖、学級閉鎖になる事態が発生しております。はしか排除のための対策として、予防接種の定期接種の機会を1歳代、小学校就学前1年間から実施しているところではありますが、本年2008年4月1日から5年間の期限つきで中学1年生、高校3年生相当世代にも定期接種の機会が設けられております。

ところで本年2008年1月16日回収時点、回収率100%の2007年9月30日現在中間評価、2007年はしか・風疹ワクチン接種率集計結果によれば、接種率は西伊豆町が第1位、河津町が第2位、第3位が川根本町で、南伊豆町は吉田町と並んで最下位となっております。

そこで、町長に伺います。2007年度はしか・風疹ワクチン接種率集計結果をどう思われますか、また、予防接種はどうなっていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本件につきましては、健康福祉課長から答弁させます。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 感染症対策についてでありますけれども、麻疹・風疹ワクチンの接種につきましては南伊豆町は集団で実施しております。今議員が申された時点での接種率は年間実施の3分の1ということであります。最終的には19年度、1期接種対象者73人中64人が接種済みで、未接種者につきましては、体調不良の1人を除き20年今年の5月に接種済みとなっております。また、2期接種対象者は59人中58人が接種しております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 財政第一、予算、お金を理由に町民の生活を破壊しないように、町民が安心して安全に暮らせるよう知恵と知識と感性を持って、心ある町政に臨んでもらいたいことを町長に要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

長 田 美 喜 彦 君

議長（渡邊嘉郎君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 改めておはようございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

さきに町長の行政報告の中でありましたが、我が町は観光立町でありますので、皆様とともに誘客についてを考えてもらいたいと思っております。

2月、3月の菜の花とみなみの桜のまつりに41万5,000人と前年度を3%上回るイベントに成長したことは、私たち町民としても大変喜ばしいことであります。また期間中、我が町の宿泊客はどのくらいでしたか、前年度と比較してどれくらいでしたか、また経済的に効果はどのくらいになっておりますか、もしわかれば教えてください。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今観光客の交流客数の現在まででわかっているところを申し上げます。みなみの桜と菜の花まつりにつきましては、現在今議員がおっしゃられましたように41万5,000人で、対前年比は103%でございます。それから銀の湯会館が当年度は7万7,374人、前年度が8万1,650人だもんですから、これが94.8%、それからみなと湯が2万9,257で前年度が2万7,663で105%、それから海水浴客が9万4,331、前年度が9万7,585で96.7%。

あと主なものと、宿泊客数、これは民宿旅館26万2,678、前年度は285万483、これは92%というような形になっております、主なものは。

〔発言する人あり〕

産業観光課長（山田昌平君） 失礼しました。26万2,678人、前年度が28万5,483、92%という形になっております。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） これも官民一体となって協力した結果だと思われませんが、町としても菜の花まつりとみなみの桜につきましては一大イベントでありますので、経済的な効果を十分に上げていきたいと思っております。

また、この先誘客等をどのように考えておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） いつも言っておるところでございますけれども、やはり先ほどのデータから見られるところでございますけれども、夏型の観光から通年型の観光にシフトしていかなければならないのかなと考えております。それには、南伊豆町には今議員がおっしゃられました花、それから海山の幸、それからたぐいまれなる景観、あるいは陶芸等々の南伊豆町には素材が豊富にあります。それらを南伊豆町のブランド化しまして、そして観光客の増につなげていきたいと思っております。

それから、ちょうど議員も今おっしゃられましたけれども、みなみの桜と申し上げましたけれども、南伊豆町には菜の花から始まりましてマーガレット、みなみの桜、浜大根、バラ、ヤマツツジ、ササユリ、アガパンサス、ユウスゲ、アロエ、ハマボウ、メジルギ、ハス、ハイビスカス等々がありまして、これを見てもみますというと、ちょうど9月から11月の間が一応空白というか、ないものですから、これも先般静岡県の農業技術研究センターの稲葉様に、あるいは石井さん等々と9月から11月の穴埋めのものが欲しいなということで、今作戦を練ってもらっています。それで、一応9月から11月だとモクセイがいいじゃないかなんていうアドバイスも受けましたけれども、これらも観光関係機関ですとか、また協会、それから地元の方たち等々とまた協議しまして、観光客増につなげるように推し進めていきたいなというように考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 5月の弓ヶ浜のイベント、中木のサザエ祭り、天神のツツジまつり等、誘客をするイベントをしておりますが、まだ町民の隅々まで行き渡ってはいないものと

思っております。町民にもっと参加をしてもらい、そして他市町にも宣伝をしていただくことが大切ではないかなと思います。

また、天神のツツジまつりでは減少したとのことですが、天神にはまだ眠っているものがあります。保護をしながら誘客をしていってはどうでしょうか。というのは、今天神にはアジサイ、コアジサイというのが群生をしております。それで、そういうものも資源になるのではないかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、現在ハイビスカスロード等の計画が進んでおります。町当局としてはどのような支援を考えておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 当町としましては、先ほどから出ておりますみなみの桜と菜の花まつり、あるいは山ツツジまつりといった、いわゆる花をテーマとした観光に取り組んでおるところであります。そして今、議員の申されますハイビスカスロードについてであります。観光協会の自然まつり事業の中で、花の拠点づくりを目指そうということで、平成11年から南伊豆町にマッチしているハイビスカスの苗木を第一段階として下流から石廊崎までに配付して、そして県道沿いに咲かせようと計画しスタートをしたところあります。

このハイビスカスの特徴は、議員もご承知かと思えますけれども、南国情緒のあることと花の開花期間が5月の下旬から11月下旬と非常に長いということでもあります。現在も各地域の人たちの協力のもとに進めておりますが、この事業計画には用地それから資金面をクリアすればハイビスカス公園の整備も含まれてくるわけであります。現在、花などの地域資源を生かした通年型のまちづくりを目指しておりますので、観光協会など関係の皆様と協議しながら推し進めていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） せっかく事業をするものですから、長く続けてすばらしいものにしていただきたいと思いますと思っております。また、南伊豆町にはマーガレットラインなどの名所もありますが、名ばかりのものだけにならないようお願いをいたします。

また、下田市が今ジャカランダの植栽を始めたとのことですが、私も前からオーストラリアの桜としてジャカランダが人気があり、下田市と協力をしながら南伊豆町にも植栽

をしていただきたいと思います。町としては、どのように思いますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） ジャカランダの木でございますけれども、先般議員にご協力いただきまして、現在のところはグリーンセンターとそれから銀の湯会館に試験的に植栽をさせていただいております。それから、民間でも南上地区に大量に今植樹させていただいておりますけれども、これらにつきましても、やはり先ほど来から申し上げております通年型の観光地という形にするには、皆さん観光関係機関等と協議しまして、それから役立てていけたらなと考えております。

3番（長田美喜彦君） これがジャカランダの花でございます。今これ出しますけれども、割ときれいな花です。これは去年の11月に私の友達がシドニーへ行ったので写真を写してきてくれました。

町がすばらしい南伊豆町、協力をして何か観光に結びつけていきたいと思っておりますので、これもひとつよろしく願いを申し上げます。

夏には多くのお客が見えます。イベントも各部落で花火大会等催しておりますが、秋には余り他方面と比べますとお客が少ないように思います。11月1日、2日の秋祭りでありますが、少子高齢化のために参加者が減っております。また、土日であれば参加者が参加できる人も多くありますが、平常ですと参加できない人が多数おります。伝統ある秋祭りですので、今すぐに土日に変えるというようなことは難しいと思いますが、土日にすれば観光に結びつけることができるのではないかと思っております。町長も区長さんたちと相談の上、話し合いを持っていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 秋祭りの土曜日の開催についてということではありますが、お答えします。

ご承知のように、今町内の祭典行事は各地区によって一定はしておりませんが、ほとんど多くが11月1日と2日に行われております。この祭典は昔から尊い先人たちが豊年豊作祈願や、それから感謝、また明るく住みやすい暮らしやすい地域にと願いを込めてお互いが協力し合って築き上げてきておるものであります。そして、今もなお貴重ないわゆるそれぞれの地区の財産として残って継承されてきております。

この行事は郷土の文化を知り、そしてそのすばらしさに触れて、改めて郷土への愛着を深

めると同時に、次代を担う若者の育成から地域の人々の力強い活力になるものと考えておるところであります。しかしながら、年々参加者が少なくなってきており、祭典の運営に支障が出てきておるところもあると伺っております。

今議員がおっしゃられます11月1日と2日の祭典の執行日を、観光の面から土日にしたらということでもありますけれども、現在の各地区の執行状況を見てみますと、区であるとか、あるいは若い衆の組織、こういった形態というのはそれぞれ違っております。大変難しい問題ではなかろうかと思えます。今のところ、それぞれの組織で検討していただく以外にないかなというふうに思っておりますけれども、長田議員のおっしゃられることも念頭に置きながら、今後は観光の面でもということは頭に入れながら取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） これは私の要望といたします。

続きまして、今現在行われております観光交流館についてですが、運営の方法はどのよう
にいたす方法で考えておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今進めております（仮称）観光交流館でありますけれども、ご承知のようにこれは旧厚生省の跡地ということで、約8,000平米の利用計画につきましては、ふるさとづくり推進委員会に諮問をして、そして審議を重ねていただいて、平成19年度には観光交流館の事業実施における課題であるとか、あるいは問題点等について協議検討を重ねまして、基本設計及び実施設計を作成をして、そして現在平成20年度中の完成に向けて事業を進めておるところであります。

そういう中で、この管理ということではありますが、完成後の指定管理者ということになるわけであります。これにつきましては、ふるさとづくり推進委員会の答申におきましては、管理は指定管理者制度を利用して、各種団体から適当な団体を選定の上、管理するものとするというふうな答申を受けておりますので、今のところ町としましてもこれを尊重しながら指定管理者という形で検討し、そして今後どのような形でいくのか、十分に調査研究をしまして議会の皆さんにもご相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） また、現在温室がございますね。またその温室なども十分に活用していてもらいたいと思っておりますが、今どのような活用方法を考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 現在の温室の利用状況におきましては、観賞用マーガレットの栽培とそれから見本園、それから菜種を乾燥させまして種をとって油の採集というような形の活用をしております。また今年は温室コンサートを開催しまして、好評いただいたところでございます。それで、来園者を見ますと年間を通して約5,000人が今訪れてきております。それで、その当温室の栽培管理は農業振興会ですとかみいづなどの皆様で行っていただいております。

今後におきましても、先ほどの町の観光の拠点となります（仮称）観光交流館の完成をにらみまして、農業振興会、また先ほどの農業技術研究センター、また観光協会などなどの関係者と協議しまして有効活用を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 交流館ですが、この町にふさわしいものを築き上げてもらったり、そして立派な活用をしていてもらいたいと思っております。

続きまして、子供を取り巻くネット社会を考えるとということで、新聞では、県教委は7月から保護者や教職員を対象に、子供を取り巻くネット社会の現状と対策を考える青少年を取り巻く有害情報環境対策講座を緊急対策事業として実施する方針を決めたと載っております。最近テレビや新聞紙上においてネットの掲示板や携帯電話でのメール、サイトを利用したいじめなどが発生し、自殺やいろいろな事件を見聞きします。

現在は、携帯電話は必要不可欠なものだと思っておりますが、町の中学生の携帯を持っている数、またどれぐらいの金額を使っているかを把握していますか。また、メールによるいじめなどの問題は起きていませんか。また、どのような相談があったかがわかればいいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今議員のご指摘あった携帯電話の問題ですね。これは今のいわゆる

生徒指導といいますが、その重大なナンバーワンの問題と言ってもいいと思います。昔はゲーム場とかそういうところへの出入りだとか、そういった問題がよく論議されたわけですが、現在のナンバーワンは完全に携帯電話の関係だと思います。ということで、今議員ご指摘の、じゃ本町の生徒はというようなことで、学校への調査等、局長のほうから直接やってもらっていますのでご説明させます。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 子供を取り巻くネット社会を考えるについてです。

携帯電話でいじめほかということですが、現在小学校児童で携帯電話を持っている児童は412人中13名でございます。約3%で、使用料は1,000円から3,000円と聞いています。いじめはないということですが、中学校では214人中92名持っています。約43%が持っております。使用料は3,000円から6,000円となっています。中には2万円から3万円という生徒が一部いたようです。メールによるいじめはないということですが、「ばか」とかそういうメールが夜中に2件ほどあったというふうなことを学校が把握をしております。携帯電話につきましては、保護者が安心安全のために子供に持たせているものでありますが、学校では、学校に持ってこない、やむを得なく持ってきた場合は先生に預け、帰りに持って帰るよう指導しているということでもあります。

5月には新聞などでも、教育再生懇談会において小中学校の携帯電話の制限を検討しています。電話による犯罪に小中学生が巻き込まれないよう、またメールを使わせない、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングの利用、これを法律に義務づける等を検討しているようですが、町でも保護者に対して、どうしても必要な場合は機能を限定した携帯電話、今言うフィルタリング利用を学校のほうから保護者に対し協力をお願いしていくつもりであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私が聞く中では、子供たちが夜遅くまでゲームをしている、また夜遅くメールがかかってくる、また、そのメールを返さないというような声も聞かれます。私も地元の子供たちに聞いていますが、現在はいじめにつながるようなことはないとも伺っております。金額もまちまちであります、多い子で1万8,000円ぐらい使ったことがあると聞いております。この間、中学生ではありませんけれども、役場にて話の中で、子供が

月に5万円使ったというような話も聞いております。

いじめや自殺、事件等が起きてからでは遅いですから、学校側も保護者との話し合いを多く持ってもらう。ただでさえ少ない子供たちですので、皆さんで守ってってもらいたいと思っております。

これで終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

稲葉勝男君

議長（渡邊嘉郎君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうからも行政報告でございましたが、今回1市3町の合併協議会が設置された。これは6月1日に実施された松崎の住民投票が民意を反映をしたという結果が出て、そしてまた、南伊豆町議会も合併協議会の設置には賛成したということにも反映した中でそういうようなことになったということで、非常に私は合併を推進する者として喜んでおります。

本町でも過去にこういう経過がございました。そのときたしか鈴木町長は、単独でも大丈夫じゃないかというようなご判断をされたんですけども、今回町長みずからが1市3町の合併を推進していくという決意をされました。その中で、合併の必要性については町長から現在までの説明がございました。ただ今度、法定協が立ち上がった段階で、町長は南伊豆町をどういうふうな位置づけというか、どういうふうな形のものを決意して法定協に臨んでいかれるのか、その辺をちょっとお聞きいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今議員の言われる市町村合併であります。まさにこれは最大の行財政改革ということであらうかと思えます。財政基盤が強化されることであるとか、あるいは行政サービスの充実であり、また安定的な供給ができる等、特に財政面の強化につながるということが可能であるとい

う旨が言われております。さきの行政報告でも申し上げましたけれども、今月1日の松崎町の住民投票の結果を受けまして、そして新法の期限である平成22年3月末日を目途とする合併に向けて南伊豆地区1市3町合併協議会と、いわゆる法定協議会を設置をし、そして残っている時間の中で協議検討なされているということになるわけでありまして、町としましては、合併協議委員として町合併推進委員を選任して、そして1市3町の合併に向けて各種協議検討を行っていくことになるわけでありまして。

今回の合併に対しましては今までの経緯であるとか、特に今回の松崎町の住民投票、こういった結果等を踏まえまして合併協議会のテーブルの中で、地区発展のため1市3町がそれぞれいわゆる伊豆南部の地区としてともに栄える、そういう私は合併に持っていきたいというふうに考えております。その他につきましては、その都度協議検討を行いまして、そして南伊豆町の主張すべきことは主張をし、譲り合うことは譲り合いの精神で取り組んでまいり所存であります。また、今後の合併協議での協議内容や決定事項等につきましては、南伊豆町の皆さんにも公開をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

4番（稲葉勝男君） 今町長申されたように確かに、今後合併協議会の中でいろいろな問題が出てくると思います。その都度経過報告とか、そういう中で、また私なりに意見を申し上げていきたいと思っております。ぜひこの合併がそれぞれの町のエゴというか、そういうものじゃなくて本当に共同してこの町の地域づくりをするんだというもとに成功するように町長も頑張ってくださいと、こういうふうに言って私の一般質問は終了させていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

横 嶋 隆 二 君

議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行いますが、議長、議会運営で通告した時間が大幅に切れたときは、ちょっと時間を調整することをして、一般質問に関し

ではまじめに通告に対して答弁を求めて議会運営をするようにしっかり計らって、議会が形骸化してはとんでもないということをこの場でちょっと表明しておきます。

私は冒頭に申しますけれども、松崎町の住民投票の結果があって1市3町の法定協議会が立ち上がる運びになりましたけれども、イコール合併が決まったわけではありません。そうしたもとの、今町民の生活あるいは政治、国の政治情勢についても大きな動き、波乱があります。

まず最初に町民生活、特に高齢者に対して大きな影響がある後期高齢者医療制度の問題点について質問を行います。

さきの金曜日の参議院本会議で国会の4野党提出の後期高齢者医療制度の廃止法案が賛成133、反対98で可決されました。一院とはいえ施行された法が、悪法を廃止する法案が可決されたということは社会保障運動の中でも歴史的な出来事であります。今回の流れですけれども、通常国会の冒頭の本会議の代表質問でも、この後期高齢者医療制度を取り上げたところは日本共産党しかありませんでした。日本共産党以外の党が8年前の2000年の時点で老人保健制度を廃し高齢者独自の保険制度をつくると、こういう附帯決議を共同提案したという事実もありました。こうした中で4野党提出の後期高齢者医療制度の廃止法案が可決されたということは、国民の皆さんの町民の皆さんの激しい怒りと運動が、そうした政党を動かした結果にほかならないというふうに確信をしております。

政府はこの間、4月から実施されて国民の批判について厚労大臣も見直しなどと言葉を言う、そういうことを言っておりますけれども、現場で担当している町の部署あるいは町長は、この後期高齢者の医療制度についてどのように考えて見ておられるか、その点を答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この後期高齢者医療制度につきましては、先ほどの議員の一般質問でもございましてお答えしたとおりであります。大変大きいいわゆる旧老人保健法から、保険制度からの制度改正ということでありまして、改正の趣旨であるとかあるいは具体的な内容を理解していただくためには、まだまだ時間がかかるんじゃないかというふうに思っております。そんな中で、今議員が申されますように、国会ではいわゆるいろいろ議論されておりました、要はその制度の問題と、もう一つはネーミングの問題であるとか、あるいは年金からの保険料のいわゆる

る天引き、あるいは低所得層の負担の軽減の問題であるとか、これが実際の調査と発表したことが食い違っていたとか、こういったことがいろいろ言われております。お年寄りに対して細やかな気配り、そして説明、これがもっとも必要ではなかったかというふうには私は個人的には思っております。

そうはいつでも、やはり広域連合の中でこの制度を取り組み、そして我が町もその一町としてこの保険制度、この後期高齢者医療制度に取り組んでおる中ですので、現制度のことで進めているのは事実であります。当地におきましても町民の皆様からの問い合わせというのは、先ほど申し上げたとおりであります。今後、県の後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、この制度については取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 今回の後期高齢者医療制度の問題は、国の説明不足や制度が理解されていないという、そういう以前の問題だということがマスコミや政治の討論会などでも言われております。自民党の厚労族のベテランである尾辻元厚労大臣、人間のつくったものに完璧なものなどがあるはずない、私どもも反省していると発言するとか、これは3日の厚生労働委員会です。あるいは5日の厚生労働委員会では、舛添厚労相が、私は制度設計にかかわっていないけれども、しかし財政の論理が優先し過ぎたと反省しないと、こういう言葉が出てきております。

町長や担当が説明あるいは制度の理解ということ、最初の前議員の質問でも言われておりましたが、この医療制度の一番の問題として多く広く国民の間でも問題になっているのは、医療費削減のために75歳以上の高齢者を差別する、そこにまず第一の理由があると。どうして75歳以上だけ国保や健保から追い出して別枠の制度に追い込む必要があるのかという、この質問に対して、意見に対して政府は3つ挙げています。1つは複数の病気にかかって治療が長期化する、2つ目に認知症の人が多く、3つ目にいずれ避けることのできない死を迎えるという後期高齢者の心身の特性を挙げ、それにふさわしい医療にすることです。ここに、どこに説明不足や制度の理解が進まない、という理由があるのかという。これはまさに厚生労働省の詭弁であって、政府のねらいは、やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないということで、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、高い負担を押しつけて診療報酬も別立てにすることで差別医療を押しつけることではないですか。この点、

今後の医療費の動向と、あるいは国の医療費の割合、これが各国の中で日本どういう割合になっているか、町のほうではそういう点を見られているのか、その点をお答えしていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） 当町の医療費ということなんですけれども、大変申しわけありませんが、ただいまここに数値を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 当町だけではなくて国全体の医療費の流れでもいいんですけどもね。いわゆる地方分権とかあるいは行財政改革、無駄を省くということが盛んに言われています。自治体の動向も最大の行財政改革などというふうに言われて合併問題も、これが進む口実にされています。

じゃ、その行革や無駄を省くというのは一体どういうことなのか。医療費の問題でなぜ私が言ったかということ、厚生労働省の試算では、2015年度に医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円、そして2025年、これは今の団塊の世代が後期高齢者に突入するという時点で8兆円削減のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしているんですね。高齢者の医療費をイの一番で削減すると。そのために後期高齢者医療制度がつくられたと。じゃ、日本の医療費はそんなに高いのか、医療費総額はどうなんだといったら、GDP比8%で先進国の中でも最低水準にあると。こういう数字はあるいは見解、見解というか実数字をもとにして出されているものはすべて公表されて国会でも正式な資料になっているわけです。

行革とかあるいはそういう今の制度のもとで地方分権で地方の独立性とか、あるいは強い財政基盤を自治体を持つなどという、そういう議論されているときに、我々が客観的な資料に基づいて、そして国がやっていることに対しても厳しく監視の目を見て、住民の生活を守っていくという観点がなかったら、まさに最大の行革は自分を含めて自分たちを選んでくれたり支えてくれている国民、町民が税金を払っていて自治体があるわけですよ、首長があるわけで、その人たちの首を絞めて町をなくすとか地方分権だなんて言っていて、まともに本当の分権の権利を主張したり保護したりすることなしに、国民に医療だけではない痛みを押しつける末端の政治を押し進めることになるんではありませんか、町長、いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの議員のご質問ですけれども、今言われている後期高齢者医療制度というのは、先ほど申し上げましたように旧老人保健制度からの新たな制度の切りかえであります。そういう中でこの老人保健制度につきましては、もう10年も前から改革が叫ばれていたと、そういう中で何とかこのふえ続ける老人医療費に対して制度の仕組み、そういうもの、そして責任の所在等変えていかなければならないということの中で、この新たな制度がスタートしたというふうに見ております。

そういう中で、今議員も申されましたけれども、国全体でいわゆる今の制度でいきますと医療保障、これが今のそのままの制度でいくと毎年1兆円ずつふえ続けるということが言われております。そして団塊の世代が後期高齢者になる、今も議員も言われましたけれども、2025年、これには医療費がピークとなるということで、それに従ってやはり今税金投入、そして現役の世代の負担割合、そして後期高齢者という表現で言われていますけれども、高齢者の方々にもそれなりの負担をしていただくというのが、この新たな医療制度ではなかろうかと。いわゆる支える側と、そして支えられる側の医療費構成の内訳ということがある程度明確になって、そして今後この医療費対策というのがさらに検討されて、よりよい制度になっていくというふうに私は思いたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） これは全く厚生労働省あるいは県の後期高齢者の広域連合の答弁マニュアルと全く同じでして、標的は後期高齢者だけではないんですよ、すべての世代に重い負担を課せる制度だということで。もう一つは、最初に答弁があった、いわゆる老人保健制度が限界だという、そういうことは冒頭に申しましたけれども、日本共産党以外の政党がこれを廃止する、そういうことを打ち出しました。2000年にそういう確認をしている、附帯決議をしている。しかし、問題はその時点では差別医療ではなかった。問題はいわゆる国民健康保険もそうですけれども、政府が医療に対してどれだけ支出をしていくかと、その点が欠けていたということでもあります。

今、かつての総理大臣であった中曽根元総理大臣ですね。至急もとに戻して新しくもう一回考え直すとか、自民党の元総務会長である堀内光雄さんが、一たん凍結してゼロベースで国民的議論をすべきだという声が出ているのも、標的にされている高い保険料というのは負

担の公平というのは高齢者だけではないんですね。すべての世代に重い負担がかかるということが審議の中でも明らかにもうなっております。高齢者にも相応の負担ということは、これはもう論拠が崩れているんですね。実際に現役世代の組合健保や政府管掌健保から後期高齢者支援金は老人保健制度の拠出金より増額されて、健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になるとしている。市町村国保も含めて現役世代の保険料の値上げの動きも出ています、一切連動してやると。扶養家族だった高齢者からも新しく保険料が徴収されていますけれども、これも実際に現役世代の負担になると。それで、65歳から74歳の高齢者にも国保の年金天引きが導入されてくる。こういう負担増は高齢者にも平等に負担をしてもらおうということではありません。それが先ほどの医療費削減額を3兆円のうち2兆円高齢者にかける、2025年度では8兆円のうち5兆円かける、こういうことではありませんか。

それで、実際に今の政府がやっていることは、先ほどお話ししたようにGDP比8%の医療費で年々医療費が上がるといっても、資本主義先進国の中で医療費負担は最低水準である。本来、医療を支える財源についていえば、今の政権は大企業や高額所得者に7兆円もの減税をして、一方で年間5兆円もの税金を軍事費に流すとか、在日米軍再編に3兆円もの税金をばんと出す、こういうことをしているわけです。いわゆる住民生活に身近な地方自治体は、こういうところにもきっちり目を向けて、事実として認識をした上で制度について考えると同時に、国の説明をうのみにするのではなくて自分の頭で考える、そして考えを持つということが強く求められているのではありませんかね。町長、いかがですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ですから、先ほど申し上げましたように、いわゆる県の広域連合の中でこの組織は動いておりますので、我々は一自治体の長として町長会なりそれぞれの方々、そういった制度に対する考え方、意見等は述べる機会はあるかと思っておりますので、そういった面で今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 南伊豆町は高齢者が多い地域でありますけれども、寝たきりの高齢者も少ないと、これまでの議会の質問でも評価をしてきましたが、保健福祉活動の取り組み

で寝たきりの高齢者の少ない、元気に働いている高齢者が多い町であります。しかし、3月議会でも出しましたように、南伊豆町全体の所得構成は1人当たりの所得は県下で一番低い状態にあります。これは地理的な環境も大きく影響しておりますが、そういう中で頑張っているお年寄りの中からも、国保の運協でも高齢者の代表の連合会長からも、かつてああいう声は聞いたことのない憤りの声は受けております。こうした声が日常生活している元気に頑張っているお年寄りの声の代表だということを私も受けとめています。どんなに保険福祉事業で奮闘していても上から足元を崩される、こういう政治をあるいは制度をなくしていくと。まさに厚労省は制度が始まって国民の批判が大きくなってから、その負担のかかりぐあいを調べたと。ところが、所得が高いものに関しては低くなって、むしろ所得が低いところに重くなっていると、こういう状態であります。

町民の声が若干あって説明に対して納得したという、そういう答弁もありましたけれども、それはいわゆる幾多の苦難の道を経て、この半島の先端で生きてきた住民が自助努力もしながら、この状態をやがてそうではない方向を見据えて頑張っているというふうにもとらえられます。出ていない少数の声だからそれがあたかも声が少ないというふうにとらえたら大間違いであります。

日本は77歳で喜寿、88歳で米寿、90歳で卒寿という高齢を祝う社会を長く続けてきました。今まさにいろいろ社会が進歩したとか言いますけれども、政治は今の政権の政治は地に落ちたと言わざるを得ない状態であります。こうしたときに末端の自治体で町民生活に密着したところにいる地方自治体が、こうしたことをしっかり見据えてやらなかったら、将来の地域の発展はないということをしっかりと肝に銘じて勉強し直していただきたいというふうに思います。

さて、次に医療の確保と共立湊病院問題であります。

5月12日に共立湊病院の建設検討委員会が行われました。共立湊病院の問題では3月議会でも質問を行いました。この共立湊病院をめぐってはおさらいをしますと、2月6日に地域医療振興協会がいわゆる連絡会議である首長会議で医療の撤退の表明をします。これが記者会見ではなくて、新聞にいわゆる情報のリークという形で静岡新聞を使ってこれが報道されたのが2月7日。2月8日にはほかのローカル紙や全国紙にも報道されてくると。それで、2月20日前後に首長会議で、これも首長会議です、地域医療振興協会が1年以内に移転新築を条件に3年の医療を継続するというのを、これを条件に出したんです。この内容は、3月3日の静岡県議会の一般質問でも、そういう言葉が使われた質問が行われました。これは

地域医療振興協会と共立湊病院組合が、指定管理の委託を契約する正式の会議である運営協議会とは違う場所ではありますが、5月12日の共立湊病院の建設検討委員会で改めてこの話が出て、建設地の議論がうわさされました。

1つ南伊豆町長にお伺いしますが、共立湊病院組合議会では、地域医療振興協会との指定管理の契約では正式な議題として3年間の委託契約と減価償却費の5,000万から3,000万円に減額するという覚書、この2点が公式の議決事項、約束事項だということで組合議会で一般質問を通じた上で議決をされましたが、改めてこの点を確認したいと思います。答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

この組合議会での契約、そして減価償却費の今言われた額というのは今議員が申された内容のとおりであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） そうすると、いわゆる共立湊病院組合と地域医療振興協会の指定管理の正式な協議は運営協議会という場所ですが、昨年12月27日以降開かれておりません。それで、議会の議決で、正規な契約は3年の委託契約と減価償却費3,000万ということになります。であるなら、それから、それを仕切り直しとして開かれた5月12日の病院の建設検討委員会で1年以内に建てる約束をした、これは下田市の石井市長ほか桜井町長なども述べておりますし、吉新理事長などもそういう態度で臨んでおります。しかも、県議会の場でやっぱり1年以内に移転を条件ということは、明らかに首長会議でのそのやりとりというのは密約ではありませんか。非公式の会合で非公然になって、それがひとり歩きするということは、まさに非公然の会議というよりは密約、首長会議と地域医療振興協会の一部だけで、あのかたは撤退の意思表示の重大な決議が地域医療振興協会のどこの理事会でやられたかという書類を提出しろということも求めましたが、これも出されていない。密約が表に出てきて、それをのんで進めるといふことはとんでもないことで、これが県議会でもやられていると。

私はこの問題を5月30日に厚生労働省に政府交渉に行きまいりました。なぜか。今指定管理になっていますけれども、地域医療振興協会の理事長である吉新通康氏と小田和弘氏は、

忘れもしない国立病院の廃止の流れになっている中で、4年近く国立派遣の医師として湊病院に勤務をしていると。それで、移譲の際にこれが公募による選定ではなくて、自治省やあるいは県からの指導もあったということで、我々が手を挙げたということで自治医科大学のOBでつくる地域医療振興協会が入ってくると。

なぜ私が国に行ったかという、10年間たって、いわゆる国や自治体の財産を当時は公設民営で民間が受けられるようにする、そのための自治法の改正の第1号に湊病院がなる。今の指定管理の先駆けであります。それで、10年間たつとその持っている財産を、この場合は事務組合が持っているわけですが、ここが処分をできると。そういう段取りに来て、しかもその期限、10年の期限が今年の3月いっぱい、そこで指定管理のあり方やこれまで続けていた病院の建設の問題も改めて見直しながら、その新たな方向を目指すという、本来そういう場所でありましたけれども、ここに来て指定管理の選定の段階で地域医療を撤退するといういとも大きなことを、財政力がない下田市も含めて自治体に移転新築を条件にこれを撤退、命の問題をまるでおどかしのようにしてやってきたと。こういう方向を国立の病院の廃止移譲を進めてきた厚生労働省と一緒にやってきているのかということでありました。これは皮切りであって、この医療と地域医療振興協会の問題は非常に深刻で、ほかのまじめにやっている民間の医療機関もこの団体がやっていることに対して非常に注目をしておりません。

それで町長、改めてお伺いしますが、先ほど私も密約と言いましたが、町長も公式な会議で決まったことは3年の契約と減価償却、こういう密約をもとに、しかも検討委員会の議論の中身が、6月3日に南伊豆町議会の地域医療問題調査特別委員会でも話しましたが、病院の診療内容、あるいは建設費の捻出負担の問題等々も全く話されていない。しかも、厚労省の担当も驚いていたのは、病院を建てるという際にその建設費の問題が話されていないことや、大枠は話されていますけれども、それぞれ負担能力があるかという問題、あるいは医師会と全く調整がされていない。医師会と診療内容の調整に関しては私も相当繰り返し繰り返し言ってきておりましたが、こうした結果、病院の院長も救急医療の分担に関しては医師会とすり合わせをして決めていかなければならない、ようやくこういうことを言うようになりましたが、今まで何も決まらない何も決まらないと言って、指定管理者でありながらその受け皿が建設する問題に入っていることもいかなものかと思えますけれども、こういう状態であります。非常に不正常と言わざるを得ない検討委員会で、こうした内容にもならないことが話されて、病院の移転、新築という移転というすれすれのところまで議論が行っている、

これに対して南伊豆町長としてどのように感じているのか、まずその点をお聞かせいただきたい。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院の今回の建てかえ問題については横嶋議員も検討委員会の一委員として出席されていますのでおおよそ流れについてはもちろんご承知のわけです。そして、その中で私の場合はやはり地元町長として言うのでありますけれども、病院の問題となるとどうしてもこれは管理者の立場で対応しなければならないということになってこようかと思えます。先般地元町長としてどういう考えかという質問が、あれは全員協議会の場でありましたけれども、やはり病院の問題というのは私の場合は管理者という立場でこういう公式の場ではお答えするように当然なってくるわけであります。

そこで、運営会議という今お話がありました。この運営会議というのはご承知のようにそれぞれの市町の町長、いわゆる首長が話し合う場でありまして、そしてこの場でこの問題が話し合われました。というのは、この前の病院の全員協議会でこの建てかえ問題についてはある程度それぞれの首長が運営会議で話し合ってくれないかという意見もありました。したがって、任されたではないですけれども、そういう過程の中で我々はあのときに時間がなかったものですから土日、夜間を問わず限られた時間、日数の中でこの病院を何とか10年で終わらせたくない、継続したいという思いで取り組んできました。そして、その中で協会から示されたのが、いわゆる1年で撤退するということが表明されたわけであります。それでは困るということで何度か話し合いしました結果が今の3年契約、そして今言われているいわゆる新たに場所を移り、協会側の言い分であります。これはもう1年で撤退されるか3年やってもらうかという瀬戸際でした。これは何回も全員協議会でも申し上げましたけれども、もうあの病院をなくすわけにはいかないという考えのもとに我々はまず3年契約を結ぼうということがありました。これは病院の議会の中でもそういう意見がありました。したがって、あの時点ではそういう思いで私はほかの首長たちと一緒にこの契約には取り組みました。

そして、運営会議でいろいろお話し合いをしている中で、運営会議というのはもちろん決定機関ではありませんし、まだ協議の途上であります。ですから私はこの問題については当然今議員が申されたように、運営協議会あるいは本会議にかけるべきだという考えでいまし

た。ところがいかんせん時間がありませんでした。そしてこの問題や運営会議で話し合われたことは当然議会にかけるかと、私は運営協議会よりもさらにその上の議会で議論されるべきであって、当然そこで話し合われるから私は議会にするのはもう時間がないから、そして事務局にはそれぞれの運営協議会のメンバーの皆さんには電話連絡をして、こういう経過になってきたということは個々に連絡をしたはずであります。そういう経過の中であの問題は病院議会へ諮られたという形であります。そしてそこで運営会議のあたかも決定事項のように言われました。それは私も非常に不本意であります。これは決して密約でもそういう私は協議したわけではありません。これは、この運営会議の途上の内容が、先ほど議員が申されたようにいわゆるマスコミに流れた、これが事実であります。

したがって、まだ決まっていないことが途中で流れたということであろうと私は思います。ですから、この問題は当然のことながら病院議会の中で議論されて、そして賛否を問う、いいか悪いか、それは私はやりました。そういう流れであります。ですから、この問題については私はとにかく病院をなくすわけにはいかない、3年契約でも何としても結ばなければならない、医療を途絶えるわけにはいかないという思いで今回の契約には臨んできました。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） いろいろそれは申されましたけれども、客観的に見れば公開されない場でやっていること自体は密約にほかならないと。正式の議会には出されていない。それでもう一つは、医療をなくしてはならないということは、当事者側から出されたものであって、まじめに医療をやっている者が、新築移転を条件にこの病院を撤退する、こういうことがおかしいことではないかと。いかに責任を負っている管理者であろうと、そしてそういうことであれば、当然公募をして指定管理をしていくと。その移行期間には責任を持って従来の医療をやっていくということが図られるべきで、実際に今地域医療振興協会がこれはリークをしたのは当事者の首長会議と地域医療振興協会のどちらかでしかないんですよ。議会の私たちじゃないんですからね、リークをしたのは、内輪話が出たというのは。そういう新聞報道をすぐにインターネットなんかに出ますから見て、こういう状態だったら我々がやってもいいと言う医療機関も幾つもあります。その裏づけで何か私も病院組合議会の中でも話しましたが、地域医療振興協会は今の場所が地理的にアクセスが悪いからスタッフなりが集まりにくいということを言っていますが、繰り返し言いますけれども、共立湊病院が事業収益

と費用との関係で赤字を出したのは、診療報酬制度が大幅に改悪された平成18年度に若干であって、その時点での病床利用率が79.4%、それでベッドが埋まらないベッドが埋まらないと言っていました。よくよく調べてみれば、共立湊病院の公益法人で公表している入院の病床の利用目標は79.9%ですよ。初めから2割を稼働させないようにしている。これは本来8割以下でしか稼働させていないのであれば、実際に使っていないベッドは閉鎖をして保健機関に報告をすべき義務があるのではないかと。余っている部屋があることは看護師の確保やあるいは医師の充足をできない。こうした事実を何も出さないで、それどころか地域医療振興協会のほか全国で受託している機関の中の経営状態やベッドの利用率、稼働率、これに関して赤字を殊さら主張する河津の町長は何もそれを調べたこともないと。本来広域法人の問題であれば公表されている資料をとって、どうなっているのかと、それが本来の誠実な姿であります。ところがそうしたことも見ないで、言葉づらで単年度出た赤字を殊さら言って、場所の移転だけを議論にしていくという、この状態は本当に許されない事態だと思うんですね。

先ほどの高齢者医療の問題でも言いましたが、国民、住民は医療の問題はやはり生活の保障で、これをないがしろにされてはたまらない、そこが崩れたらどうやって生きていくのか、経済問題もあるけれども、まして半島先端のこの地域ではなおさらです。それで、南伊豆町は共立湊病院、私が主張すると南伊豆町議会の議決、住民の声があって移転に反対するというところでアクセスの問題に関しては縦貫道ができれば何もアクセス問題ないし、一次、二次救急の役割、夜間救急の問題、これは場所の移転の問題では解決しない、移転してもそういう課題は出てくるし解決しなければならないと。こういうことに対していわゆる南伊豆町の立場でそういうことを主張する立場は議論にならないではないかと、吉新理事長のこれは会議録にありますけれども、そういうことを述べる。私は南伊豆町があるいは町民を代表してエゴを言っているわけではありません。

共立湊病院の前身である海軍病院は、いわゆる軍の力で強制的に湊の住民の土地を接收をして大方海岸の松林の中に強制移転させられてつくった病院であります。戦後ようやく国民の一般医療に携わってくれるようになりましたが、こちらが望んで南伊豆だけの病院というふうにしてやったわけではありません。問題は、先ほどの医療保険でもありませんけれども、国がそうして歴史的にも接收して戦後国立病院としてなしたところを、先々を見越して国の負担を減らすために国立病院を廃止するというおどかしをしながら、実際には受け皿を地域医療振興協会、こういうところをつくっておいて回していく。それで、一定時間がたったら

これを都合のいいところに動かす。3月議会では同僚の議員の多数からも地域医療振興協会、僻地医療を標榜してしかもその構成の核である自治医大の出身が僻地医療の勤務をやった場合に、学費の奨学金を免除されるということで、国策と税金によって養成された医者であります。こうした団体が過疎地から全く中身なしに政治的に医療を撤退させる、こういうおどかしをもって契約を結ぶわけです。こういうことに憤りを感じるわけでありませぬ。

先ほど町長、管理者の立場ということがありましたが、これまで合併と病院の問題では切り離して考える等と言ってまいりましたが、南伊豆町民は合併を賛成をしている住民の中でも、病院は何とかあそこに確保していただきたいと、合併よりも病院の問題確保のほうが先だということをおっしゃっています。合併推進の立場の議員の皆さんの幹部の中にもそういう声をたくさん受けております。住民の皆様はもっとであります。そうした場合に、町長は先ほど町村合併の1市3町の問題で、私は一路を進めていくという前体制のときはまだニュアンスは違っていると思いますが、南伊豆町の立場、先ほど行革と老人保健医療、高齢者医療の問題をお話ししましたが、最大の行革というのは我々が代表している町民に対する施策、町に今交付税も含めて予算で40億のお金がおありしておりますが、こうしたものが将来すっ飛んでいくこと、これが削減されて集約されると、公務員の皆さんの身分は保障されておりますが、そういうことであって、近隣の伊豆市でも伊豆の国市でも住民の生活あるいはサービスがよくなったということはありませんし、伊豆の国市でもそのバランス、伊豆市ではその辺地格差が一段と大きくなって何のために合併したかわからない、しなかったほうが良いという声がいわゆる生活圏、経済生活の中でも寄せられています。

こうした中で、町長は共立湊病院を法定協議会の中でどのように主張されていかれるのか。私は今町長は6市町の間で湊病院がここにあるもので管理者という立場でやられているけれども、いわゆる先々南伊豆町が町民を代表する町と議会がなくなれば、ここの問題は全く根こそぎ病院が持っていかれてしまう、町には何も残っていない、こういうことが想像されるんではないですか。現に、この病院の検討委員会に出ている石井市長、桜井氏、そして病院組合議長は今下田市の議員ですが、南伊豆町議会の議決は、ある意味では3回も4回も議決しているわけですがけれども、存続議決を4回やっているわけですがけれども、文面はある意味では若干ベッドが残っていれば必ずしも反対ではないのではないかと、南伊豆町議会の議決は全会一致ではなく、1人反対がいましたけれども、多数決でやられていると。こういう移転の問題も多数決で決定しなければならない、こういうことを言っているわけですよ。町が仮に合併の問題で合併をして町がなくなる、議会の多数決で物事が進められるようになれ

ば、当然こうした現状でも道理がなく中身だけで多数決をいう、そういう議員が多い議会と一緒になれば、当然南伊豆町の利益を守ることはできない。今はっきり言って動いている病院の移転新築問題は、病院の医療を理由にした建設利権の話ですよ。こうしたことにきっぱりと対応して、住民の真の願いであるこの医療を確立すると。それとアクセスの問題でいえば、若干この検討委員会の中でも議論になりました、いわゆる救急医療の問題だけあります。一般医療の問題は下田市から来ている患者でも何でも、今の場所が全国にも比類ない一等地であるという認識であります。一般医療や入院治療に関して、あるいはほかの津波等の自然災害に対する対応に対しても一等地であるという認識であります。やるべきは救急医療の対応で、それこそ二次救急の一部を東河地域、東伊豆・河津地域にやればいいことありますし、そういう問題を抱えながら法定協に臨んで、南伊豆町の立場をどこで町長は守っていくのか、その点を答えていただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず最初のこの1年の契約でそして3年になったということですが、示された契約が。これについては1年という協会の期間が示されたときに全員協の中で1年では困ると、それについては何とか3年をとるという意見が多数ありました。それを受けて我々首長が取り組んだという経緯があるわけでありまして。そして、話し合いの中では1年をとるか、向こうで言っている条件でもないですけども、その建てかえのある程度話をのまざるを得ない状況の中で3年契約をとるか、もう二つに一つでした。ですから、1年では困るということであればそっちをおのずととらざるを得ない状況にあったということは前にも申し上げたとおりであります。

それから、法定協議会の中でのこの病院問題ですけども、私は病院問題とこの合併問題は別に考えたいということで最初から言ってきました。というのは、やはりこの病院問題が入るとどうしても合併にも少なからず影響が出る。そして2つともよくいけばいいけれども、病院問題そして合併問題もどっちもだめになる場合があるじゃないかと。あわせて考えないことのほうが私はこのことを進める上でいいのではないかと、私は地元の町長として管理者として、そして合併問題は地元の町長としてそういう考えで進めてきております。

そういう中で法定協議会の中で、じゃどういふことを町長は述べるかということですけども、私はあそこの医療は何としても確保したい、地域医療という基本的な考えであります。ですから、それがどういふ形になるかは別としても、とにかく今言えるのは地域医療を確保

したい。そして、やはり1市5町の共立病院ですから、管理者としてはやはりそれもよく市町の皆さんの意見も聞きながら今後の建設検討委員会の中でこれは協議していかなければならない。そしてあそこへ病院の、いわゆる南伊豆の地域医療については地元の議会、そして町民の声を反映させながら私は今後考えていきたいという基本的な考えであります。ただこの病院問題につきましては、ほかの問題もそうですけれども、今後法定協議会へ町から6名の委員が派遣されますので、その中で十分協議しながら、その中には当然議員さんもお2人入っておりますので意見を反映させて、そして協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 先ほども話しましたけれども、合併がよかれと思っている人でも、病院の問題をちゃんとしていただきたいと。これは別の問題じゃないんですよ。

〔「そういう意味じゃないんですよ」という人あり〕

11番（横嶋隆二君） いいです。同じ場で代弁することはすべきだということですね。

合併論の中で向こうの立場で進める議論が、建前は町民あるいは生活向上、財政力を豊かにする。ところがそれに関しては議会も南房総市などにも視察に行っていますけれども、合併して財政力基盤がよくなるということはない、財政の取り合いで全く前に進まない、しかも前の合併でよかれと思った特例債が借金の足かせになって、これができない。全然いいことがないということはあるわけで、やはり町民の最大の願いである病院問題をしっかりと据えて議論をしていく、医療を確保していく、そのことなしには賀茂地区のすべての医療体制が崩れてしまうということも指摘しておかなければなりません。

もう一つ、先ほども1年以内ということがありましたが、仮にそれは議会のほうはそういう短い期間はということで念を押しましたけれども、向こうが条件で、条件というか密約を盾に1年以内に撤退と、建設検討が進まない場合に頓挫した場合に引くんならそれで後追いをしないで、こういう有利な条件のもとでやれる医療機関を公募をすべきであるということ、これは私だけの声でありませんので、そうした強い意志と見識を持って取り組んでいただきたいと。

あと4分ありますね。

最後になりましたが、まちづくりのあり方とまちづくり条例の制定という問題を出しまし

た。過去にもこの問題を住民投票、南伊豆の合併問題のとき、あるいはその後も出しましたけれども、いわゆる地方分権とか今政府の流れでまだ行財政改革とかいうことを言われていますが、また一方で、1市3町の合併問題、これが上がってきて大方がそういう流れになっていくと。一体、議会ももちろんでありますけれども、町の執行体制は国や県の下請けで上から課題がおりてこなかったら自分の町を自分でどうするのか。首長の考えはもとより、そのトップのレベルである町長、副町長、そして幹部会議である町の庁議で、こういう自分たちの町をどうしていこうと、そういう意思があるのかないのか。後期高齢者の問題も湊病院の問題も出しましたが、形上のまちづくり条例をつくるということではなくて、一体、住民の代表としてしっかり生活を保障されている公務員の皆さんが住民の生活の困窮状況やあるいは事態を見て、この町、地域をどうしていくのか、そういう考えを持っておられるのか、そして取り組みを進めようと考えられているのか。そういうことであれば、まちづくりの条例、憲法94条に、地方公共団体はその財産を管理し事務を処理し及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる、議会もこういう役割を持って念頭にありますが、行政当局それぞれの行政職員にこういう考えを持って日々取り組みされているのか、その点を答えていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

何度も申し上げますように、これからのまちづくりには特に町民の意思を行政に反映をさせて、そして町民と行政が協働して進めていくということが基本的であり重要であると思います。

そして、このまちづくり条例ですけれども、このまちづくり条例につきましては、議員はたしか平成19年3月議会でも質問されております。全国的にもこの導入件数というのは少ないようであります。そして形式も条例そのものが幾つかのパターンに分かれているという、そしてメリットあるいはデメリットというのもまだまだ未知数の段階であると。そして町民が望む条例であるのかどうか、そして個別条例でなくて新たな条例形式をとる必要があえてあるのかどうかということ、こういったことをやはりもう少し検討する必要があるかと思えます。

したがって、これはさきの質問の際にも申し上げましたように、今後さらにこれらについては調査研究しながら考察を進めてまいりたいとは思っておりますけれども、現行の条

例あるいは規則等で特段の支障がない限り、現段階では制定ということは考えておりません。
以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） これはもちろん町長だけではなくて、答弁書を用意した文書も含めてのいわゆる町の役職の答弁かと思えますけれども、やはり意思が薄弱だというふうに思うんですね。これはいろいろ言われますけれども、私も今回5月20日に医療問題で厚労省に、風力発電で経産省と環境省に、もう一つ農林水産省に有害鳥獣対策で行きましたけれども、国が政府がすべていいとは言いませんが、部門部門で努力して新たな法律つくったりしているところもありますけれども、驚いたのは静岡県の医療の問題に関して、これはほかの部門でもありますけれども、県の対応が非常にのんびりしていてびっくりすると、そういうことを国の担当者からも聞いてまいりました。これは日々実感していることでありますけれども、それは図らずも静岡県が1人当たりの福祉費、医療費が全国の45番目以下、そういうことでもあらわれております。こうした県の言いなりになっていたのでは自立性も生まれないうし、この半島先端でどうやって地域住民と連帯してやっていくかという気概も生まれないうでしょう。

検討するしないじゃなくて、本当に町をどうしていくかという呼びかけをして、現状で町民は何も満足しておりませんよ。それをどうやって考えていくのか。こうした状態の中で合併なんかに進んでこの地域を守ることはできない、やるのは公務員の身分を守っていただけでね。そういうまちづくりじゃなくて、本当に町民の声を真摯に受けて地域を守っていく取り組みをしていくよう、共立湊病院を地域医療の核として守っていくことを初めとして、町民の利益を代表する対応で法定協に臨んで、財政状態も南伊豆町は決して悪くはありません、全国の実質公債費比率の順位では390番目です。町が破綻するんだったらその前に1,500の市町が破綻することになります。こういう点で誤りのない方向を進めていくことを強く要求、単純に期待はしませんけれども、強く要求をして、私の質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

議運の委員長である横嶋議員のほうから一般質問に入る前に、冒頭議長に一般質問の資質についての提言がありました。私も同感でございます。この場をかり、感謝と謝罪を申し上げておきます。まことに申しわけございませんでした。

議運のメンバーは5人で一生懸命本当に時間をかけ、真剣にこのことに対して、議運をど

うしていったらいいのかということでこの議会が運営をされておるわけです。そういう中でございますので、皆様にもお願いをしておきたいと思っておりますけれども、一般質問をもう少し重要な位置づけをして考えておいていただきたい。そして特に稲葉議員に対しては厳重注意をしておきますので、よろしくおんいをいたします。まことに申しわけございませんでした。

以上で、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

清 水 清 一 君

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問させていただきます。

通告書に従いまして、まず1つ目としまして共立湊病院についてでございます。

運営委託の考え方、方向と取り組みということでございますけれども、共立湊病院は当然町民にまた利用者に信頼される病院でなければならないと私も考えますし、当然の話だと思います。しかし、これまでの新聞や病院の建設検討委員会の中での話では、病院の移設の話ばかりで、医療の質また環境や通院者への配慮の話が一つもないような気がします。これでは共立湊病院は大丈夫だろうか、要するに入院患者あるいは通院患者あるいは町民に不安を与えてしまうのではないかなと考えます。この経過について町長はどのように考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この病院につきましては、ご承知のように1市5町の共立湊病院ということで運営されて

おります。そして、これを地域医療振興協会に委託して運営をしておるところですけれども、今清水議員の言われた、移転の話ばかりがというお話ですけれども、やはり今差し当たって一番問題となっているのが、先ほどからの午前中の質問でもありましたけれども、やはり病院の建てかえ問題が今重要課題として取り組まれている。そういうことですので、病院の中の医療の質の問題であるとか診療科目の問題、こういった点ももちろん折に触れてではありますけれども、どうしても移転問題を優先して取り組むという、現実的には状況にあるかと思えます。

そこで、この地域医療振興協会ですけれども、これを受託者として運営をお願いしているのが平成9年4月からであります。これはご承知のとおり管理委託契約を締結してもらっております。この契約は3年ごとに更新されてきております。そして、その後地方自治法の改正に伴いまして一昨年18年9月から指定管理者制度を導入しております。現在も組合議会の承認をいただいて、そして今までの10年間の経営等も勘案した中で、非公募ではありますがけれども、これも組合議会の承認をいただいて同協会を指定管理者として指定をして、施設の管理運営を任せておるわけであります。

近年特に県内外の病院の運営を見ますと、医師、看護師の確保が非常に難しいと、困難であるということで病棟の休止であるとか、あるいは閉鎖といった危機的な状況にあり、いわゆる自治体病院等の経営維持というのは非常に難しい状況に今なってきております。連日新聞やテレビで報道されているとおりであります。そして病院組合ではこうした厳しい状況下においても診療科目の確保であるとか、あるいは入院病床稼働率の維持に努めていることなどから、現時点での病院受託団体などの見直しなどは非常に大きなリスクを伴うものであるというふうに考えております。組合議会にも相談しながら、適切な運営方法については検討してまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上が現状であります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） るる説明ありがとうございます。

このようにいろいろ私も質問をこれからするのは、その中で建てかえの話ばかりでということ町長言われましたけれども、建てかえの中でも現在地での建てかえもあるんでしょうし移設の話もあると思います。この移設の話をするのはどのような方々がおられるのか。会議の中でも、特にどのような方々が移設を主張されるのか、それをもし公表できるものでし

たら公表願いたいと思うんです。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この検討委員会の中で移設の話がされるのはということでは特定の名前が欲しいということですか、職を。これは検討委員会の中ではそれぞれの首長であるとか議会代表、それから医療機関、県の団体の長、それから協会、そういった皆さんが出ておられます。そういう中でそれぞれの考え方が出てきますから、移転の話というのは実際、事実上はまだ具体的には先般、ああいった8回目で利便性の云々という表現になりましたけれども、その段階まで今検討委員会では来ておる段階ですので、具体的に移転、どこどこという話をだれがと言われても、ここではちょっと私からは申し上げられる段階では、まだないと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） その話なんですけれども、昨日下田市長選挙がございましたけれども、その市長選挙の出陣式に町長は出られましたか、それともどうされましたか。

町長（鈴木史鶴哉君） 行ってきました。

6番（清水清一君） では、行ったとなると、そのときに共立湊病院の話がもちろん応援演説の中であるいは本人の演説、また応援演説の中にはあったと思いますけれども、その内容を大まかに言えますでしょうか言えませんでしょうか、もし言えたらお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 昨日の下田市長選の出陣式のことですけれども、そこであったあいさつの中では、病院の話をあいさつの中でされた方が何名かおられますけれども、これを私がここで固有名詞を使って出すということは、その人の考え方とかそのまま皆さんに伝わればいいですけれども、そうでない場合があると思いますので、ここでは差し控えたいと思います。また別な場でそれはできると思います。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） NHKニュース、昨日夕方見ていましたら、下田市長当選してテレビ

インタビューしていました。それをコピーしてきたんですけれども、石井氏は下田市内の事務所で、無投票ということで逆にプレッシャーがかかり責の重さを感じています。合併問題、そして共立湊病院の問題、下田市の財政再建に力を注いでいきたいと言いましたとNHKのニュースで言っていましたし、本人が顔入りでしゃべっておりました。となると、この下田市長のいう共立湊病院の問題というのは、町長はどのように考えておりますか。副管理者として下田市長が言っているわけですから、どのような意味で副管理者の下田市長は言っているのか、町長から言っていただけますか、町長としてはどんなふうに市長に言っているのか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 大変難しい質問ですけれども、市長がどういう言い方をされたかは、どういう考えのもとにそういう表現されたか、私からはこれはちょっと答弁できません。恐らく市長は今副管理者という立場ですから、一緒に病院問題を考えていくということの中で、どの程度の考え方でそういうことを言われたのか、ちょっと私のほうでは清水議員の質問と市長の答弁というのが、私は直接聞いた話ではありませんのでちょっとわかりません。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いろいろ選挙前の新聞報道では共立湊病院を下田のほうに持っていきたいとかという話は下田市長言っておられたような気がいたします。ですから、これは共立湊病院の問題というのは石井市長としては移したいんだと、下田市長の立場としてぜひ移してみたいと、そういうふうに言っているものと私は感じます。しかしながら、この共立湊病院の問題、この間も医療問題特別委員会の中でも話しましたけれども、やっぱり南伊豆町長としてあそこへ病院を建て直すと。あそこへ医療を残すのではなくて、あそこへ病院を建てかえるという話は言っていたきたいんですが、南伊豆町長としての答弁をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この問題は、やはり午前中でも答弁しましたけれども、地元の町長としてということもわかりますけれども、やはり私は病院のことになりますと管理者であります。そして先般の全員協議会でお話をしたこと、そして午前中の質問でお答えしたとおりの答えであります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） となると、医療を残したいという答弁だったと思います。ということは、医療を残すんじゃなくて病院を残すという話になって、病院を残すという話はあるけれど、あそこへ建てるという話にはできないのでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

そのことが今いわゆる検討委員会で議論されていることでありますし、私が地元の町長としてということもわかりますけれども、それはこの間の全協で答えたことでありますし、あのことは午前中のいわゆる一般質問の中でお答えしたとおりであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 町長としてあそこへ医療機関を残すという形で一生懸命やっていただくということはわかりました。

それでは、この運営委託ですけれども、指定管理でこの間も委員会の中では話をしましたけれども、公募をすると。指定管理、その公募をするのについて、公募をずっと言っていたけれども、その公募の仕方、どういうふうにするのか。要するに公募をするときにどのような医療をしたいのか、またどのように運営していくのか、そういうものが公募をするときに必要だと思うんです。そういうことをプレゼンテーションしてもらって、この3年後の指定管理が切れる前に、やっぱり公募を1年以上前に、もう今からでも公募を受け付けてもいいと思うんですけれども、そういうことをやっていかないと、もう時間がなくなってからはまた公募もできなくなってしまうという形になると思うんです。ですから、今受けている地域医療振興協会にも当然候補に出てきてもらって、それで早いうちから公募をやってプレゼンテーションしてもらおうと。要するにどのようなこの地域で医療をしたいかということが明確に指定管理における団体としてやってもらわなければ、やっぱりこの病院運営というのはまたおかしな方向に行ってしまうんじゃないかなと考えますけれども、その公募の方法はいつごろから始めて、どういうふうに行っていくのかを質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今の公募ということですが、今まずそれよりも、あの病院をどうしようか、建てかえをとということがまず取り組まなければならない、先ほどから申し上げているとおりであります。そして、とりあえず3年という契約ができたわけですから、3年後にはもちろん期限が切れますし委託管理を契約しなければならない。そういう中で先般申し上げましたように、原則これはもちろん公募ですから公募したいと思います。その公募の内容はと言われますけれども、これはやはり今ある医療、最低でもこれ以上後退させるとか衰退、そういったことがあってはもちろんならないわけでありまして、まずそういった基本的な考え方をもとに、じゃ、どういった内容で公募するか、どういう公募の仕方があるのか、これらについては今後病院の議会とかに諮りながら進めていかなければならないという基本的には考えです。ですから、まだ具体的な内容等については今のところまだ具体的にはありません。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） やっぱりそこへ来るとまた建てかえの話になってしまったんですけれども、やっぱり委託管理の3年契約ということは3年間はまずやっていくわけですから、その中で地域医療振興協会もやってきてくれるはずですが、これ一応は。その中でプレゼンテーションしてもらおうことが、かえってまたいい医療が出てくるのではないかなど。ただ最低限今までの医療水準を残すというのは、それは普通だれでも言う話ですが、前向きに町民のためになるような、あるいはこの地域の医療のためになるようなことを推進していかなければいけないと思うんです。ですから、提案をこちらもするんですけれども、やっぱり最低限これ以上のものが欲しい、だけれども、我々各団体さん、これ以上のものをできないか、そういうものもそちらのほうとしても提案してくださいと。こっちは素人だからわからないところもあるけれども、提案してもらうのはいいことで、その中でいいものはどんどん採用していくような形を踏みたいと思うんですけれども。そういう建てかえよりはどんな医療をやりたいかと、医療をそんなに一生懸命にやってくれるんだったら、場所の話もまた別になってくるかもしれませんし、ですから、まずどういう医療をやるかやらないかという話を私はやるべきだと考えますが、もう一回町長、答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほど私が申し上げた今の医療水準をとということで、これは最低でもということにして、何もそれを今維持すればいいということではありません。ですから、今言われるようなことを考えながらプレゼンテーションをしてもらって、そして今後の医療については公募の段階で、言葉はどうかかわからないですけれども、選別するというに当然なってくるわけですので、それは今後やはり皆さんの意見を聞きながら私は考えていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 公募をすと言っていますけれども、私は今年中に公募要項をつくって公募を進めたほうがいいと思うんですけれども、そういう管理者としての考え、南伊豆町長としての考えでなくて、今回は管理者として公募は本年度中に募集要項を決めて来年度ごろにはもう締め切っちゃって審査に入るという形を踏んでいかないと、いろいろ物事が進んでいかないかもしれない。3年後の期限ぎりぎりまで管理委託切れるときに、たまたま何も金を言わんと借りて町に金をくれますと言うと何だけれども、出てくるかもしれません。そういう団体があるかもしれませんから、そういうことを考えたときに、前もって公募をやる予定を段取りを踏んでもらいたいんですが、本年度中にやっておかないと時期から順番からいったらそうなると思うんですが、そこを今年中にやる考えは、公募要項を決める予定はありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このことについては私の一存ではいけない面もあるかと思いますので、これはやはり1市5町のそれぞれの病院ですから、管理者としてはそういった意見も聞きながら、今議員の言われるようなことを頭に入れながら検討していきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そういった公募することによって、町民に安心を与えるという形が出てくると思うのです。やっぱり町民に安心を与えないと南伊豆、共立湊病院を中心として医療立町のまちづくりという形はできないかと思うんです。ですから、そういう形をこれから

もやっぱり病院があるからこそ、こういう話ができたりして、新しい医療という話ができるのかなと私は考えます。この共立病院を中心として医療立町への取り組みというのは前回も行いましたけれども、町長あるいは担当課としてこれからどのようにまた考えられておるのか、ご質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、先ほどの質問の中で公募ということですがけれども、これは今建てかえ問題がいろいろ議論されている中で、やはり病院の施設の形態であるとか場所であるとか、それから規模、こういったことがある程度固まってこないと公募のいわゆる条件というのは出せないじゃないかということも思いますので、そういうことでひとつ了解していただきたいと思います。

それから、後段の今の医療立町という言葉ですがけれども、あそこが病院の近隣にはいわゆる介護老人の保健施設なぎさ園、それから特別養護老人ホームみなとの園、こういったものが整備されております。そして保健医療福祉ゾーンということになるわけですがけれども、現在の病院の敷地というのはいわゆる病院組合の所有地、共有地であります。南伊豆町長として発言するということになりますと、これはちょっとどうかなということになりますので控えさせていただきますが、あそこの場所というのはいままで何回も申し上げておりますように、風光明媚にしてそして環境問題等々非常に恵まれた地であります。そして療養的医療にも適した諸条件を備えているということでもありますから、町としては今言われるようないわゆるゾーンとして取り組み考えていくことももちろん必要であるという考えではあります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 共立病院組合に関してもたまたまでも南伊豆町にあるわけでございます。だからやっぱりあるものを利用してまちづくりに使うのは南伊豆町長として、そこを中心として考えていくのは当然の話だと思うんです。移設の話も決まっているわけじゃないですから、今あるんですからそれを中心として考えるのは当然の話で、建てかえのそれが決まらないから次の話ができないのではなくて、あるからこそそういう話をしていってもおかしくないと思います。私の考えとしてはそういうように考えますけれども、町長とは見解の相違になるかもしれませんが、あるからこそそういう話をしていかないと、まち

づくり、町民も納得していかないんじゃないかなと私は考えますけれども、町長ももう一回答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ですから、あそこに先ほど申し上げましたように、特養あるいは老健施設があります。ですから、あそこの医療をもちろんこれはなくすわけにはいかないし、ですからあそこの地域医療という言葉を使いましたけれども、あそこへああいった施設ももちろんこれは必要ですし、そういうことで私今まで主張してきておりますから、この気持ちは変わりませんので、これが結局はイコール、いわゆるああいった医療ゾーンと申しますか、医療福祉ゾーンということになっていくんではないかと思えます。ですから、その考えとしてはいまだ変わっておりません。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは次へまいります。

市町村合併についてご質問いたします。

市町村合併でございますけれども、町の合併に関する基本的事項ということで、これから合併協が始まるわけでございますけれども、いろいろ答弁されておりますけれども、町としてどのような基本的な考えで合併に取り組むのか、また、どのような考えで進めていくのか。今回の行政報告では「南伊豆町1市3町の将来の発展を目指し」という言葉で書いてありますけれども、その中で「発展を目指し取り組む」と書いてありましたけれども、この南伊豆町の将来の発展等はもちろん考えているでしょうから、その考えの一つとしてどのようなものがあるのか、ご質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、今回の市町の合併につきましては以前から申し上げてまいりましたとおり、1市3町の合併ということがいよいよ法定協議会の場で協議に入ることになったわけでありまして。このことは先ほどの行政報告でも述べましたが、今後この協議会の場でいろいろ課題やら問題点等、1市3町と一緒にあって取り組んで協議していくこと

にももちろんなるわけでありまして。そして我が町としては、じゃ、どうかということですけども、まず、私は前から申し上げておりますけれども、この伊豆南部地域1市3町がともに栄えるような、そして発展するようなそんな合併でなければならないという基本的な考えであります。そして我が町は今までいろいろ町の将来を見据えながら、高齢化あるいは人口減少等を見据えながら将来に向かって、例えば下水道事業あるいは港湾整備であるとか基盤整備、環境整備、社会資本の整備、こういったものを進めてきておるわけでありまして。ですから、これが停滞したり後退することがまずあってはならない。最低でも現状維持にしたい。そして、よく言われるいわゆる住民サービス、これも低下してはならない。細かい点が幾つかあると思うんですけども、まずそういうことを基本に考えていきたいと思っております。

細かいことでは、歴史、伝統、文化などを尊重し合って、そして1市3町が対等の立場で一緒になって新しい市をつくるという理念で進めていかなければならないというふうに思っております。観光立町としてももちろんそれぞれの市町が観光の町であり市でありますから、こういった面でも連携をとりながら、お互いが誘客等共同して、そして観光地として発展していけるよう、そんな面でももちろんこれは進めていかなければなりませんし、細かい点にはちょっと触れられませんが、基本的な考えとしては以上であります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 南伊豆地域1市3町の将来の発展を目指して合併するんだという形を今言っていたいただきましたけれども、それでは新市での将来構想と基本的な考え方で、やっぱり新市で南伊豆町民が今よりよくなるのは一番いいことだと思いますけれども、それは納得できる話だと思いますけれども、最低限今のこれ以上のものは維持したいと、これまでのものを維持したいと町長言われましたけれども、それを考えるときにどのようにその最低限維持していく、あるいはよくするような考え、そういうものは案としてあるんでしょうか。どこかの町ではうちのほうにもしかしたら病院ができますよという話を言っているところもあるというふうにうわさは聞いていますけれども、そのようなものは南伊豆町としてあるのかどうか、町長、ありましたらお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 具体的にということですけども、先ほどから何度も申し上げますけれども、だからこの1市3町が合併して伊豆半島南部の地区が一つの市になるとした

場合に、やはりじゃ病院はどこに、あるいは高校は下田へ北高と南高が一緒になって新しい高校ができた。じゃ河津は何だ松崎は何だと、やっぱりそういった地域全体を見た中で私は市づくり、まちづくりを考えるべきじゃないかなという思いがしております。ですから、我が町が進めている今あるそれぞれの各事業、これはもちろん総合計画、過疎計画等の中でローリングしながら進めておりますけれども、これはやはり我が町の将来を見据えてのことであります。もちろん合併したからといって南伊豆町はこれは永久に続くわけでありまして、地形的には。ですから、そういうことを考えますと、やはり新市の中の南伊豆、今の町の将来のあり方、これを考えたときにどういった施設あるいは事業展開がいいのか、やっぱりそれはこれから各計画をよくもう一遍練り直しながら、例えば財政の問題であるとか、あるいは交付税の問題であるとか財源の問題等もあるわけですから、それらをよく将来推計をしながら計画を立てて、何しろいよいよ1市3町の合併に向けての議論が始まるわけですので、これからはそれに照準を合わせながら私はこういった財政計画にしても将来計画というものをもう一遍練り直す必要があるのではないかと今思いがしております。したがって、具体的には今申し上げられません。そういう段階です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いろいろ考えはあるでしょうけれども、やっぱり南伊豆に住んでいるわけですから、この南伊豆の町民が納得できるような将来へ向かって納得できるような将来構想を持って、合併協の中で南伊豆の町長がリーダーシップをとっていくという形をとらないと私はまずいのではないかなと。ただ行司役でいるような、合併協行ってただ僕は行司役ですというような形で町長行かれたら困るわけです。そういうことがないようにやっていただきたいと思います。

それでは、新市の財政計画、地方交付税の10年間の見積額の推移と比較でございますけれども、合併した場合の地方交付税の10年間の金額、合併したとき、しなかったときの地方交付税の1市3町での10年間の金額合計額は試算してあるはずですので、その数字はどのようになっているわけですか、その表がありましたら公表願います。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 新市の財政計画、地方交付税の10年間の見積額の推移と比較ということでございます。

先般実施されました松崎町における南伊豆地方1市3町の法定合併協議会の設置に係る住

民投票におきまして、松崎町は協議会設置に賛成の結論を出しまして、これにより既に法定協設置を議決をしてございます。他の1市2町とあわせましてすべての市町で法定合併協の設置が認められたということになりましたので、これはご存じのとおりですけれども、各市町から明日から職員が派遣され協議会がスタートをいたします。

ご質問での新市での財政計画、地方交付税の10年間の見積額の推移につきましても、この協議会において新市を構成する市町の提出する資料をもとに協議検討の上、今後提示されるという形をとられると思います。合併新法のもとでの交付税措置というのは、平成21年度末の合併ですと普通交付税は合併後5年間は合併がなかったものとして仮定をいたします。毎年算定をした普通交付税の額が保障されまして、さらにその後の5年間は激変緩和措置ということが講じられます。さらに合併直後の臨時的経費に対するその財政措置というものを合併も補正も講じられてくると思います。普通交付税ばかりでなく特別交付税による措置としまして合併準備経費に対する財政措置、合併移行経費に対する財政措置、合併支援のための公債費の負担の格差是正措置というのが講じられます。

この交付税の10年間の見積額の比較という基礎となる当町の交付税の推移でございますけれども、昨年度当町が独自に作成をいたしました財政見通し、財政計画ですと、平成20年度に18億5,200万円、21年度に17億6,500万円、22年度に16億8,200万円と減額を続け、平成27年、10年後という形で17年から10年後、平成27年度には15億3,000万円になるという形で試算をいたしております。今年度におきましても、この財政見通しは南伊豆町として作成する予定でございます。最新のものを合併協議会のほうに提出することになるかと思われま。いずれにしても、協議会設置による各市町がスタートラインについたわけですから、協議会がすべての構成市町の皆様にとって有意義なものになるよう協力していく所存でございます。

具体的に、合併準備委員会等の数字がありましたけれども、あれは算数的な数字でございますまして1市5町の部分で仮定の部分で作成した経緯がございます。そういったことがございますけれども、今の段階ではこういうようなことでございます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 総務課長、ありがとうございました。

私、同じ質問を3月議会でやったんですけれども、そのときにはつくってあると、数字はあると、それはあると答弁されました。ですから、その数字を明日までに配ってほしいと思

います。3月議会のとき言っておきました。5月2日の合併協の席上でもその数字は出てきませんでした。やっぱり仮定の数字といえども、それで一般質問で私やりました。答弁ではあると言っていました。ですから、明日までに出していただくようお願いいたします。答弁をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） さきの議会でこちらのほうで、あるというようなこと、その辺についてはちょっと私定かではありませんけれども、今の総務課長が申しあげましたように、地方交付税、財政シミュレーションという形で、当時1市5町で準備会で作成したものがございます。これにつきましては、いわゆる10年間というようなことで見積もりました。これを持って地区説明会、地区懇談会に出かけまして、ただこの財政シミュレーションにつきましてはそれぞれの町の現在の状況、それから過去の状態等々を踏まえてつくったものですから、いわゆる将来の新市の計画、つまり1市3町で行いますそういう計画には何ら反映されておりません。ただいろんな要素が絡み合います、今総務課長が申しあげたような地方交付税は見積もりだと、当然のことながら各市町同じような条件で見積もったここに地方交付税の額等々はございます。その数字ならば当然地区説明会等でも公表していますから公表できます。

単に財政シミュレーションのまとめということで1市3町の場合ですけれども、歳入にありましては20年度推計でございますけれども、196億3,700万を予定しています。それから27年度、このときは18年度から始まったものですから27年度まで順々に減って、27年度は186億100万円というような歳入の額です。それから、地方交付税につきましては、当初、20年度で約64億5,900万の1市3町ですと歳入になります。それから21年度以降はいわゆる計数の関係で同額で推移するというような形で推計してございます。歳出につきましても同じような形で推計してございます。この数字であるならば、あるということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） ですから、配っていただけますかという話を言っているんですけども、配っていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） この数字であるならばいつでもお配りいたします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） その数字は仮定の数字で合併協の1月の議会、あるいは2月の議会、あるいは3月議会でも私は質問したわけですから、その仮定の数字で皆さんそれで合併協をやるかやらないかと、それでやっているわけですね。その仮定の数字だから出してもいいんですか、あるいは何ですかということはおかしいんじゃないですか。だから、やっぱり仮定の数字ですので前もって見てくださいと言っていくのが当然の話で、まして3月議会であるものは出してくれなくて、今まで今日になってもやっと今答弁していただきましたけれども、明日まで出すよう町長言ってください。お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 申しわけありません。再三再四ちょっと話が勘違いしているところがございますのであれですけれども、この財政シミュレーションにつきましては、新聞等でも公表をいたしておりますし、地区懇談会等についても出しております。また説明をしております。これを出さなかったというようなことですけれども、我々の準備会のほうでは議会の中でも説明し、そういうことはやってきたつもりであります。

以上です。

6番（清水清一君） 出すんですか、出さないんですか。

企画調整課長（外岡茂徳君） 数字は先ほど言ったように出します、出してある数字ですから。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 一生懸命合併の話をしたいなというときに、やっぱりデータがなくて話ができなくて、そういうものは要望があったらすぐ用意しておく。やっぱり仮定の数字で話をしなければいけないわけで、そういうことをただ後で、私がそういうことを言うとおかしいんですけれども、言いわけみたいにやるとかちんときて納得できないというふうに私は考えます。

それではこの財政計画ですけれども、この合併協議の検討をする資料として南伊豆町と1市2町との比較をするために平成16年、17年、18年度の連続で実質収支比率、起債制限比率、

実質公債費比率、歳入における諸収入の割合、歳入における投資出資金、貸出金の割合、歳入における一借入金の子の割合、経常収支比率、財政力指数、実質債務残高比率、人口1人当たりの積立金の一覧表が必要だと思えますけれども、それを出していただきたいと思いますが、どうせできているはずでしょうから、そういうものをあわせてお願いいたしますが、答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） その数字も改めて出させていただきます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） やっぱりこういうデータがあればそういう話ができ、ただ推測であれがいいだ悪いだとそういう話を言うんじゃないで、総合的に見た話ができると思います。そういうデータが少ないところで総合的な話をしても後であの人の言ったことは違うよということで、そうだったのかということで気づくこともあるわけですから、そういうまとめた数字が必要であるし、そういうことがこれから必要になってくると私は思います。

それで、先ほど町長答弁されましたけれども、過疎計画とか町の総合計画、合併協の中で話をしていくと言われましたけれども、その中で計画の中でこれは当然やるべきだと思うものを1つか2つだけすみませんけれども、お願いいたします。新市の合併協の中で話をしようけれども、これまでの南伊豆町の総合計画、過疎計画の中が見直しという形になってくると思うものですから、その中でやっぱり町長としてどのようなものを残して、あるいはそのまま続けていきたいのか、質問いたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

これは個々の事業ということですが、先ほど申し上げましたように幾つかそれぞれの計画に事業がのっております。これを今後合併へ向けてもちろん我々としてももう一遍再検討しなければなりません。ですから、ここで個々の事業1つか2つと言われてもやはりそれを一遍やった後でないと具体的に、じゃ、この事業この事業ということはちょっとこれはどうかと思いますし、先ほど申し上げましたように、今進めている例えば公共下水道事業、これは今下賀茂地区へいよいよ入ってきておりますけれども、これらはもちろん継続しなけ

ればなりませんし、これは大きい事業ですけれども、こういったこと。あとは継続でなくて単年度ごとの計画とか、それぞれ年次計画で、例えば耐震の問題、これももちろん私は今ある年次計画のもとに、そう大幅に変更することなく進めていきたいという思いであります。今言えるのはその程度で、具体的にはこれらをもう一遍再検討した中で後ほどまた議会にはお知らせをしていきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そのようなことがあって、また新たなものを今回提案したいと思えます。計画として伊豆急の吉祥の用地がございますけれども、あれは町に寄附されたという形でございます。やっぱりあそこも何か開発とか、開発というわけじゃないですけれども、自然公園でも何でもいいんですけれども、何かのことを考えないと、その計画もそうしないと新しい市になったときにただとられていく、分譲地になると困るので、財政大変だから分譲地に土地を売り払おうなんて言われても困るんです。そんなことはないと思えますけれども。そういうわけで、吉祥のゴルフ場予定地のそこを町の資産として考えたときに経済波及効果、そのような交流館を建てるときにつくったようなふるさとづくり推進委員会とかというものがございましたけれども、そのようなものをつくって合併とは関係なしにそこを進めていく考えは町長ございますか、検討委員会等をつくる考えはありますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今具体的に伊豆急のほうからいわゆる寄贈していただいた土地の件が出ましたけれども、これもこのたびの行政報告で正式には報告した案件ですので、もちろんこれは将来はどういった形にしても、この広大な面積の土地を町のために十分活用させていただくということで考えておりますので、今言われたようなことを今後それはもちろん検討して、合併には関係なくとは言えませんが、町としての方針を考えていこうという思いであります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） ありがとうございます。

それでは、まだ合併の続きをやりたいんですけれども、あとちょっと時間がなくなってきましたので次にまいります。

それでは、町の貸借対照表の公表でございますけれども、町の財政状況がわかるためのバランスシートの作成公表という形でございます。

もう今では全国の70%の市町村が決算でバランスシート、貸借対照表を公表しております。財政状況を正しく理解するためにこれがぜひとも必要だと考えます。また、各市町がつくることによって、よい合併もまたできてくるのではないかなと考えますし、この行政コスト計算書、損益計算書ともに公表すべきだと考えますが、今回の9月決算についての段階で町として貸借対照表は公表する予定があるのかないのか。私はすべきだと思いますが答弁お願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 続けてということでバランスシートと行政コスト計算書、両方でいいですか。

はい。

町の財政状況がわかるバランスシートの作成公表してくださいというようなご提案でございます。

このバランスシートというのはある時点における資産と負債、資本の残高を総括的に対照表示して財政状況を明らかにするという報告書でございます。一昨年並びに昨年の9月定例会でも清水議員のほうからご質問がございまして、県内の他市町村におくれをとらないように今年度半ばまでには作成をしたいということの回答を申し上げたと。

それで、一番問題なのは現有資産の把握ともう一つがその評価ですね、というのが一番ネックになるかと思えます。そういった部分でまだ作成には至ってございません。18年8月31日に総務事務次官の通知にございまして、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針ということで、町村は平成23年秋までに財務4表の整備または作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請されているということでございます。平成23年の秋ですから、平成22年度決算という部分が一番遅くて、ということになると思います。財務4表というのは、貸借対照表、バランスシートです、行政コスト計算書、これは損益の計算書です、資金収支の計算書及び純資産の変動計算書というものでございます。いずれも関係団体等も含む連結ベースで作成をすることというふうになってございます。

県内市町でも既に浜松市が政令市ですけれども、公表をしております。平成20年度末には県内では11団体の市町が公表を予定しているということで聞いてございます。今後より詳細な情報を集めて機能的な諸表の作成が効率的にできるようにちょっと調査研究を早めにし

たいなというふうに思いますし、公表期限に当然間に合うように作業を粛々と進めていく所存でございます。町の貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書のことですけれども、これについても同様のことであります。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと申します。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） 昨年の 9 月ごろ申したわけですが、民間手法で町を運営しているという感覚を、運営じゃなくて経営しているという感覚を持っていないという形でございます。それで、法律では平成 22 年度決算からという話がございませぬけれども、そう申すと平成 23 年秋ということは合併した後で、じゃ、つくる気はないということなんでしょうか。今すぐつくってでも、職員の皆さん大変だかもしれませぬけれども、勉強していただいて、もし合併したときでも、財政の数字がわかるという形でイニシアチブがとれるんじゃないかと思ひます。ただ合併して職員が一緒になって、仕事ができない人間よりはできる人間のほうがいいでしょうから。それで、そういうポストについても町民もここにいる南伊豆の職員がいいポストについてもらいたいわけですから、今は大変でしょうけれども、バランスシートをつくって公表すべきだと申しますし、土地の評価あるいは建物の評価が大変だと言っておりますけれども、うちらも商売でやっているときには一番最初のときには、やっぱり青色申告をやるときには固定資産の評価は大変でした。でも 1 回やってしまうともう簡単、最初の年だけですね。ですから、これはやっぱりやるべき価値があると。前回は言ひましたけれども、法律のぎりぎりまで引き延ばしをされると言ひて申しますけれども、町長なるべく早く公表できるような方策は考へておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 清水議員のいうバランスシート、民間手法を取り入れてどんどん明らかに財政状況がわかるように申さいよと、合併についてもイニシアチブをとりなさいよというご提案だと思ひます。未実施の市町村というのはやっぱり一番のネックの部分が、先ほど議員も言ひましたが資産の評価になると思ひます。何万筆の資産評価というものをいかに評価するかという部分が一番のポイントで、それさえできればほとんどもう可能ではないかというふうに考へて申します。それを一括的に一律に評価するという方法もあるでしょうし、いろんな多方面にわたって研究もまだしなければならぬと思ひますし、近隣市町等とも見ながらまた考へていきたくと、前向きにちょっと取り組んでいきたくというふうに思ひます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 前向きにと言っていたいただきましたのでありがとうございます。

資産の評価、固定資産台帳、もし民間でしたらもう数字的に評価額が入っているわけですから、町有地だからコンピューターに入れてあるのかないのか、それはわかりませんが、固定資産評価額があるわけですから、そういうところを見てやってみたらいかがかなと。また総務省の指針である数字を使っているものをやっぱり一括でやるという総務省のやつもあるんですけども、そういう形でもできるわけですから、やる気になればすぐできるというふうには考えますが、考え方ですけれども、そういう形で前向きに早急に、本当でしたら今回の9月議会を出していただくということも、優秀な方々ですからできるのではないかなと私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、電子自治体の推進ということでございます。

町公式ホームページの積極活用についてでございますが、このホームページを積極的に活用すべきだと考えますが、どのように実行してこれまでこられたのか。私の考えますに、最低限の町で月2回出しているお知らせ版がございますけれども、同じものを載せていいと思うんです。それであとこっちの日付が暦とかがあるわけですけども、そこをクリックするとまたもとのどこかのところに飛ぶと、説明文章のところに飛ぶという形をつくっていただきたいんですが、そのようにこれから取り組んでもらいたいんですが、どんなふうに考えてホームページを積極的に活用する予定でございますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず私からお答えして、あと細かい点は担当課長から説明させます。

この電子自治体についてであります。ご承知のとおり地方公共団体の行政機能をインターネット上で再現するものでありまして、原則として24時間365日いつでもどこからでもだれもが簡便かつ安全に行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受することを可能とする環境であると思います。総務省では平成15年8月に電子自治体推進指針を策定しまして、そして電子自治体の基盤整備等行政手続等のオンライン化を推進してまいりました。また平成18年7月にオンライン利用の促進に向けた取り組みの参考となる電子自治体オンライン利用促進指針を作成しました。さらに平成19年3月には電子自治体の現状と課題を明確化した上、2012年までに便利、効率、活力を実現できる電子自治体を実現することを目標に実現に

向けた取り組み方針を盛り込んだ新電子自治体推進指針を策定したところであります。

本町における電子自治体推進の施策につきましては、平成18年6月定例町議会におきまして答弁をさせていただきましたが、今後も引き続き庁舎内ネットワークシステムの活用による事務の効率化を図っていく中で、電子申請や電子入札等の実現に向けた研究を進めてまいりたいと存じます。

なお、ご質問1の町公式ホームページの積極活用及び2の情報、資料の積極掲示については、南伊豆町行政改革大綱の方策の一つに数えられて検討を行っているところであります。

詳細につきましては企画調整課長から説明をさせます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） それでは、町ホームページの積極活用並びに情報、資料の積極掲示について説明させていただきます。

清水議員がおっしゃったいわゆる広報「みなみいず」のお知らせ版、これをホームページへ載せることについてという趣旨のご提案だったと思います。

まず、広報「みなみいず」のお知らせ版は、議員ご承知のように月2回発行しております、今現在全戸配付で行っております。このお知らせ版をホームページへ掲載することについては、先ほど町長が答えたように18年6月の定例会でも質問を受けまして、そのときには検討するという回答をしました。この後、広報「みなみいず」のお知らせ版はどうかというようなことで、いろいろ検討をしましたが、そこに先ほどお見せしたとおり手づくりになっているんですね。このためいきなり取り込むといわゆる活字自体が読み取れない等の技術的な問題がございました、当時ですけれども。その後、研究検討を重ねまして関係者と協議した結果、今年度4月1日号からお知らせ版の記事の内容を南伊豆町公式ホームページに掲載することとしましたということで、今説明があったように行事予定、いわゆる健康福祉課で行っております健診等の期限を考えて、2カ月分を残して掲載し順次入れかえることにしております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それぞれのお答えがあったわけですが、日付の暦も入れてもらって、暦の中でリンクさせる方法も必要ではないかなと。やっぱりその暦の枠もつくったほうがいいかなと私は思いますけれども。

それと、町民が使いやすいホームページでなければならないわけで、庁内LANで一生懸命文章、ペーパー少なくなるからそういうのもいいんですけども、町民がやっぱりホームページを見て活用していただくような格好に進めていったらなと私は考えます。

基盤整備でございますけれども、先ほども長田議員が言われましたように今携帯電話の時代です。ですから、携帯電話でも使えるような方策も必要ではないかなと私は考えますので、よろしくそういうのも考えていていただけるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

陳情第2号から陳情第4号の上程、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 日程第6、陳情第2号 石廊崎風力発電事業についての陳情、日程第7、陳情第3号 石廊崎風力発電事業における問題点の精査と住民保護の陳情及び日程第8、陳情第4号 石廊崎風力発電について、問題点の精査と住民保護の陳情の件を一括議題といたします。

本案3件を第二常任委員会に付託したいと思います、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。よって、日程第6、陳情第2号、日程第7、陳情第3号及び日程第8、陳情第4号は第二常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より6月11日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稻 葉 勝 男

平成20年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年6月12日(木)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議第65号 南伊豆町立小学校の統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

日程第 4 議第66号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 閉会中の継続調査申出書について

日程第 6 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹 河 十九巳 君	2番	谷 正 君
3番	長 田 美喜彦 君	4番	稲 葉 勝 男 君
5番	保 坂 好 明 君	6番	清 水 清 一 君
7番	梅 本 和 熙 君	8番	漆 田 修 君
9番	齋 藤 要 君	10番	渡 邊 嘉 郎 君
11番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 鈴木 史鶴哉 君 副 町 長 小 針 弘 君

教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君
企画調整課長	外 岡 茂 徳 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	山 田 昌 平 君	町 民 課 長	大 野 寛 君
健康福祉課長	藤 原 富 雄 君	教 育 委 員 会 長	山 本 信 三 君
上下水道課長	小 坂 孝 味 君	事 務 局 長	大 年 清 一 君
総 務 係 長	松 本 恒 明 君	会 計 管 理 者	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより6月定例会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長田美喜彦君

4番議員 稲葉勝男君

報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成20年4月30日に衆議院本会議で可決成立し、4月30日に法律第21号として公布されました。公布の日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、4月30日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長より説明させます。ご審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

町民課長（大野 寛君） ただいま上程されました報第2号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例に関する専決部分についての説明を申し上げます。

この条例は地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）が平成20年4月30日に施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例につきましても改正する必要が生じたので、平成20年4月30日付で専決処分させていただいたものであります。

今回の税制改正につきましては、寄附金税制の拡充並びに見直し、公益法人制度の改正、上場株式等に係る譲渡所得、配当所得の税率改正、住宅税制に係る特例措置、個人住民税の公的年金からの特別徴収等が改正の主な内容となっております。

これらを踏まえまして、今回の条例の改正内容がお手元の本南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例であります。

これらの概要資料といたしまして、お手元に報第2号説明資料ということでお配りしてございます。これにより改正の正式内容をご理解いただけたと思いますので、この資料によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほうごらんください。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主要な改正点としてございます。

1番目に、寄附金税制と公益法人課税。

初めに、寄附金税制の拡充でございます。平成21年度分以後の個人住民税について、次のように寄附金税制の拡充がなされました。

（1）控除対象寄附金の拡充等。

所得税の控除適用対象となる寄附金のうち国、政党を除くでございます、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体の条例により規定されたものが個人住民税の寄附金控除の適用対象に追加されました。この指定されるにつきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

所得控除方式が税額控除方式に改められました。適用対象寄附金に係る控除率は道府県

民税が4%、市町村民税が6%となっております。

寄附金の対象限度額について、総所得金額等の現行25%から30%に引き上げられました。

寄附金控除の適用下限額が現行10万円でしたけれども、これが5,000円に引き下げられました。

(2)の寄附金税制の見直しでございますけれども、いわゆるふるさと納税でございます。地方公共団体に対する寄付金が適用下限額の5,000円を超える場合、その超える部分について一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されることとなりました。対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額の30%が上限となります。

次に、公益法人課税でございます。

今回公益法人制度が改正されまして、その概要ですが、現在の社団法人、財団法人制度を廃止し、新たに届け出だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認められた公益社団法人・公益財団法人とが新たな仕組みとしてできるように改正されました。また、現在の公益法人は5年間の移行期間があり、この間は特定民法法人(特例社団法人・特例財団法人)として現在の公益法人同様の扱いとされることとなっております。

公益法人制度改革に伴い、原則として平成20年12月1日から次の措置が適用となります。

(1)法人住民税ですけれども、法人住民税均等割ですが、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人につきましては最低税率を適用するという一方で、一応最低税率5万円でございます。ただし、学術の研究等を目的とする公益社団法人・公益財団法人、人格のない社団等につきましては、収益事業を行わない場合には非課税といたします。

といたしまして、法人住民税の法人税割でございますけれども、法人税における取り扱いを踏まえ、所要の措置が講じられることとなっております。

(2)固定資産税。

公益社団法人及び公益財団法人が設置する施設につきましては、旧民法第34条法人と同様の非課税とすることとなっております。

一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものにつきましては、平成25年度分まで非課税とすることとなっております。

(3)特例民法法人について、旧民法第34条法人と同様の措置が講じられます。

次に、各経済政策に係る特例措置でございますけれども、個人所得課税における上場株式等に係る譲渡所得や配当所得への課税について、住民税では次のような改正がなされました。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率の廃止。

上場株式等の譲渡所得に係る税率は、平成20年12月31日をもって10%軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以降につきましては20%の税率といたしますので、20%税率に戻すということでございます。

その特例措置といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の分につきましては10%といたします。500万円以上の分については20%でかけますと、かけるということです。

源泉徴収口座における特別徴収税率等の特例。

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、源泉徴収口座における源泉徴収特別徴収税率は10%といたします。この場合、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超えるものにつきましては、源泉徴収口座の譲渡所得に係る申告不要の特例は不適用といたします。申告をするようになりますということでございます。

(2) 上場株式等の配当所得の10%軽減税率の廃止。

居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当に係る特別徴収税率等については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以降は20%の税率とするということでございます。

特別徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日の間につきましては、居住者等が支払うべき上場株式等の配当に対する特別徴収税率は10%ということです。この場合、その年中の7%徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当、年間の支払い金額が1万円以下の銘柄に係るものは除きます。この金額の合計額が100万円を超えるものについては、そのものがその年中に受けた7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は不適用ということですので、申告をするようになります。100万円を超えた場合には申告を必要といたします、こういうことでございます。

(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設でございます。

平成21年1月1日以後に所有者が支払いを受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は20%、住民税が5%の税率による申告分離課税を選択できることとする。

なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も可ということで、受けることができます。この場合、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税

と申告分離課税のいずれかの選択を適用と、有利なほうを選んで申告をしてくださいということでございます。

申告分離選択課税の税率の特例措置。

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち、100万円以下につきましては10%の税率を適用するということでございます。

次に、住宅税制に係る特例措置。

(1) 新築住宅に係る固定資産税の軽減措置が2年間延長されました。これはいわゆる3年間、新築の場合2分の1の軽減がありました。これが平成20年3月31日で切れたんですけども、これを2年間延長するということでございます。

(2) 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律の制定に伴い、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された認定長期耐用住宅について、次の特例措置を講ずるものであります。

固定資産税については新築から5年度分(中高層耐火建築物については7年度分)に限り、当該住宅に係る税額、1戸当たり120平米相当ですけれども、の2分の1の軽減をするということでございます。

(3) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずることでございます。

平成20年1月1日に存在していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの、賃貸借住宅は除きます、について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り当該住宅に係る固定資産税の税額、1戸当たり120平米相当ですけれども、3分の1を軽減するということでございます。

対象となる省エネ改修工事ですが、の窓の改修工事、これは二重サッシ、または複層ガラス化などにする場合がございます。または、の工事とあわせて行うの床の断熱工事、

で天井の断熱工事もしくはで壁の断熱工事で、それぞれの工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるものであって、その工事の費用の合計額が30万円以上のものについて減額をいたしますということでございます。

ここでお伝えしたいのは、窓の改修工事をあわせてやらないと受けられないということでございます。

次に、円滑・適正な納税手続のための措置でございます。

個人住民税において平成21年度から公的年金からの特別徴収制度が導入されることとなりました。

(1) 特別徴収の対象者、年金所得者です。前年中に公的年金等の支払いを受けた者で、当該年度の初日において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の個人住民税の納税義務者でございます。

(2) 特別徴収の対象税額、公的年金等に係る所得分に係る所得割額及び均等割額でございます。給与所得などに係る所得割額等は普通徴収で徴収するということでございますので、あくまでも年金に係るものが徴収対象でございます。

(3) 特別徴収の対象年金。

特別徴収の対象年金は老齢等年金給付とする。

(4) 特別徴収義務者、これは年金保険者です。老齢年金給付の支払いをする者で、老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入するということでございます。

(5) 特別徴収に係る通知。

年金保険者及び市町村は特別徴収を行うに当たって、老齢等年金給付の年額等の情報について、経由機関を通じて通知をしなければならないということでございます。

(6) 徴収の方法でございます。

年金所得者につきましては、4月から9月までの間の年度前半においては、前年度の10月1日からその翌年3月31日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、特別徴収対象年金給付から特別徴収の方法により徴収をする。仮徴収でございます。

10月から翌年3月までの間の年度後半においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から年度前半において仮徴収すべき額を控除した額を、特別徴収対象年金給付から特別徴収の方法により徴収する。本徴収でございます。

新たに、特別徴収の対象となった年金所得者、来年の平成21年の10月からということでございますので、新たに、ここからが始まりだと思えます。

4月から9月までの間の年度前半においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間に特別徴収の方法により徴収する額を控除した額を普通徴収の方法により徴収すること、仮徴収で普通徴収するということでございます。

10月から翌年3月までの間の年度後半においては、公的年金に係る所得に係る所得割額

及び均等割額の2分の1に相当する額を、特別徴収対象年金給付から特別徴収の方法により徴収するということでございます。

以上が、今回の改正でございます。

これらの改正の施行日等につきましては、公布の日から、来年4月30日となっておりますが、平成20年4月1日から施行されました、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律、平成20年法律第15号より、納税者に利益となるものについては4月1日に遡及して適用されます。また、納税者に不利益になるものについては公布日に遡及せず、公布の日から適用することとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） ただいまの4番目の所得税法の改正のうちの手続のための措置の中で、特別徴収制度が導入されるということになるということですね。本文がそうですから、条例もそうなると思いますが、その中で特に問題は、仮徴収は当然制度が変わるから経過的な措置になります。仮徴収も本徴収もあると思うんですが、ただ問題は後期高齢者の制度のほうで、普通年金のほうで徴収されますね、そうすると75歳以上で扶養者になっていた者の要するに徴収分が、これは所得税法の関係だと思うんですが、結局その部分が所得税の算定のもとの課税対象額から減額されない、実質的な増税となるわけです。それで、地方税法のほうもこの関係で言いますと、結局、所得割分です、均等割はいいと思います。所得割分に対するものが、当初からその分が上乘せされたということが1つ問題であろうかと思います。これは手続ですから、それはそれでしょうがないと思うんですが、それは本徴収が終わった後、翌年の、要するに平成22年の確定申告があります。その分で当然所得税法は改正されるでありますから、通常国会は無理ですので、次の国会で、そこで所得、そこで特別措置法の改正が当然あると思いますけれども、その関係の通達とかあれば、そちらのほうに来ていませんか。それを伺います。来ていると思いますが。

議長（渡邊嘉郎君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） その通達につきましては、まだこちらには来ておりません。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） わかりました。それは多分、所得税の税制改正という形で、追って通

知はあると思います。それで、あと差っ引く方法なんです、ここでは65歳以上の個人住民税の納税者、それは1回転すれば自動的にどんどん差っ引かれますね。経過措置で仮徴収の方も、本徴収の方も。障害者については本徴収になるだろうと思います。その辺の、例えば、仮徴収に対しては個別に納付書を送るというんですか、伝え方についてですが。

議長（渡邊嘉郎君） 町民課長。

町民課長（大野 寛君） 一応その形をとろうかと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 多分それは所管が違います。先ほど私が言いました課税対象額の後期高齢者の扶養者分のものが控除対象にならない、今の制度だと控除対象にならないところに法的な矛盾があります。それがもしそのようなものが来ましたようでしたら議会のほうでも結構ですが、またお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

漆田修君。

8番（漆田 修君）

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、報第2号は承認することに決定いたしました。

議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第65号 南伊豆町立小学校の統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

教育委員会では平成18年2月、南伊豆町学校統合審議会の答申を受けた南崎、竹麻小学校統合につき、昨年7月補助金返還の適用緩和措置を受け、平成21年4月の統合に向け昨年10月から保護者説明会、地区説明会を実施し、本年度は学校間のすり合わせの段階に入りました。昭和45年南崎中と竹麻中が統合し、南伊豆東中と称する対等合併を行いました。戦後全く同様な中学校の歴史を歩んできた両校の互いを思いやる気持ちから、また昭和46年出発の南伊豆中とのバランスから新校名がつけられたものと推察されます。

竹麻小、南崎小の場合は、それぞれ明治以来の長い小学校史を有する学校であり、なおさら対等統合であるべきと考えます。平成17年度南伊豆学校統合審議会において促された町内小学校2校、中学校1校構想を踏まえると、新校には新しい名称がふさわしく、南伊豆東小学校とし、条例の改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） それでは、南伊豆町立小学校の統合に伴う関係条例の整理に関する条例ということで詳細説明をさせていただきます。

第1条ですが、皆さんのお手元に現行条例の抜粋というのをお配りしてありますので、そ

れを見ながらしたいと思います。

まず、南伊豆町立小中学校及び幼稚園設置条例、この条例の改正、次に南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の別表1、別表2、これを改正するものです。

それでは、最初ですが、南伊豆町立中学校及び幼稚園設置条例ですが、南伊豆町小中学校及び幼稚園設置条例のうちの竹麻小学校の表記をすべて南伊豆東小学校に改め、南崎小学校の表記をすべて削るということです。表、現行条例の1枚目ですが、南伊豆町立竹麻小学校、この部分を南伊豆東小学校に改めます。

それから、その下の段の南伊豆町立南崎小学校、それから隣の南伊豆町大瀬7番地、これを削るものであります。

学校設置条例の改変に合わせて、次のページになります。

南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例のうち、同じようにアンダーラインを引いてありますが、竹麻小学校夜間照明開放施設、これを南伊豆東小学校に改めます。それから、その下の南崎小学校、夜間照明開放施設、これを削ります。

次に、屋内運動場開放施設、別表2の2です。一番最後のページになりますが、竹麻小学校屋内運動場開放施設、これを南伊豆東小学校屋内運動場開放施設とします。下のアンダーライン南崎小学校屋内運動場開放施設、この部分を削るということになります。

この施行は平成21年3月31日をもって、教育用財産から、南崎小学校の部分についてはすべて普通財産に移行していくものであります。

以上、説明をさせていただきました。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号 南伊豆町立小学校の統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決されました。

議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第66号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,233万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、自主運行バス訴訟関係費用63万6,000円と英語教育事業教師の賃貸住宅修繕料20万円及び中央公民館補修工事186万4,000円の増額であります。

歳入の主なものは、竹麻小学校グラウンド整備費に対する公立学校施設整備費交付金460万円の計上と、大規模地震対策等総合支援事業費補助金317万9,000円を消防費県補助金から教育費県補助金への科目がえであります。また、財源調整のため繰越金190万円を減額いたしました。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第66号の内容説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費です。20の一般管理事務で補正額50万円でございます。2億9,497万4,000円とするものでございまして、委託料で訴訟代理人業務委託料50万円です。

その下の43の企画調整事務で13万6,000円の補正で766万1,000円とするものでございまして、旅費を含めて13万6,000円を増額したいものでございます。これは自主運行バス訴訟の関係の費用でございます。

次のページをお開きください。12ページです。

8款1項消防費です。災害対策事務でございまして、10万円補正し1,440万4,000円とするものでございます。役務費の通信運搬費10万円でございます。

次の15ページをちょっとお開きください。すみません。

15ページに、社会教育費で文化財管理事務で支出をしています通信運搬費、ここでも。これを、携帯電話の使用料ですけれども、文化財管理事務で使っている携帯電話2台分を総務課防災係のほうに登録をいたしまして、災害優先電話に登録したいというものでございまして、社会教育から消防費への科目がえでございまして。

次に、9款の教育費、1項教育総務費でございます。468の英語教育事業で20万円補正し、238万6,000円とするものでございます。修繕料20万円でございます。これも7月で契約が切れます英語教師、ALTが8年間賃借をしておりました住宅の修繕料でございます。

次のページをお開きください。14ページでございます。

2項小学校費です。学校管理費でございます。ここは国・県支出金460万円プラス一般財源が460万円の減額でございます。これは歳入でまた申し上げますけれども、竹麻小学校のグラウンド整備工事、当初予算に計上してございますけれども、国庫補助対象となるための財源区分の変更でございます。

15ページでございます。

5項の社会教育費です。公民館管理運営事務です。186万4,000円補正し、1,850万円としたいものでございます。工事請負費で中央公民館改修の補修工事です。186万4,000円ござ

います。中央公民館の補修工事に関しましては、保健事業対応といたしまして検討しております。もう既に369万6,000円の発注済みでございます。その中で、当初の想定外の工事がございまして、増加の内容は、障害児を対象とした親子教室、これは県から事業がおりてきているそうですけれども、公民館のホール西を借り切ります関係で、ホール西側の窓ガラスフィルムを張ってちょっと目隠しをしたいという部分とか、保健の備・消耗品費の倉庫を新築をしたい。あるいはホールの入口入りまして右手前に備品の倉庫がありますけれども、結構床等非常に汚くて段差もあったりとか、そこの床張り等々も行いたいということで、この186万4,000円を追加したいというものでございます。

次に、歳入のほうをお開きください。歳入は7ページでございます。

15款の国庫支出金です。2項の国庫補助金です。教育費の国庫補助金で460万円でございます。462万6,000円としたいものでございます。公立学校施設整備費交付金460万円です。これは先ほど説明させていただきましたグラウンドの整備工事に対して、国庫補助金がつくということになりましたので、改めて計上させていただきました。

次のページをお開きください。

16款の県支出金、2項の県補助金でございます。消防費と教育費の県補助金の入れかえでございます。大規模地震対策等総合支援事業費の補助金を消防費のほうから学校教育費のほうに移すということでございます。県の所管のほうも県の防災局の所管から県教育委員会へ所管が移りました。

9ページでございます。

20款1項1目で繰越金です。190万円の減額で1億1,810万円とするものでございます。これも、先ほど公立学校の施設整備費460万円が、国庫補助金がつく見込みになりましたものですから、この補正に計上させていただきました。歳出がない分、関係で財源調整でこの繰越金を190万円減額してまいりたいというものでございます。

次に、6ページをお開きください。

歳出合計でございます。補正前の額が41億3,963万6,000円です。補正額が270万円です。合計で41億4,233万6,000円とするものでございまして、補正額の財源内訳が特定財源で国・県の支出金が460万円、一般財源がマイナスの190万円というものでございます。

以上で内容説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議第66号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第5、閉会中の継続審査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議員派遣の申し出について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の日程は終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の日程が終了しました。

よって、平成20年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男